

令和7年小牧市議会第1回定例会会議録

① 令和7年2月25日第1回市議会定例会（第1日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 伊 藤 皇士郎	2 永 井 孝 典
3 猪 飼 健 治	4 黒 木 明
5 大 上 利 幸	6 阿 部 哲 己
7 余 語 智	8 佐 藤 悟
9 佐 藤 早 苗	10 山 田 美代子
11 安 江 美代子	12 谷田貝 将 典
13 諸 岡 英 実	14 河 内 光
15 鈴 木 裕 士	16 石 田 知早人
17 (欠 員)	18 星 熊 伸 作
19 加 藤 晶 子	20 小 川 真由美
21 小 沢 国 大	22 木 村 哲 也
23 河 内 伸 一	24 小 島 倫 明
25 舟 橋 秀 和	

③ 欠席議員は次のとおりである。

な し

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市 長 山 下 史守朗	副 市 長 伊 木 利 彦
副 市 長 平 岡 健 一	教 育 長 中 川 宣 芳
市 長 公 室 長 笹 原 浩 史	総 務 部 長 長 尾 正 人
地域活性化営業部長 石 川 徹	市 民 生 活 部 長 入 江 慎 介
健康生きがい支え合い推進部長 江 口 幸 全	福 祉 部 長 伊 藤 俊 幸
子ども未来部長 川 尻 卓 哉	建 設 部 長 前 田 多賀彦
都 市 政 策 部 長 鵜 飼 達 市	上 下 水 道 部 長 笹 尾 拓 也
市民病院事務局長 竹 田 孝 一	教 育 部 長 伊 藤 京 子
監査委員事務局長 松 浦 智 明	消 防 長 高 橋 博 之
市 長 公 室 次 長 駒 瀬 勝 利	総 務 部 次 長 小 川 正 夫
地域活性化営業部次長 伊 藤 加代子	市 民 生 活 部 次 長 落 合 健 一

健康生きがい支え合い推進部次長	小川真治	福祉部次長	山本格史
子ども未来部次長	野田弘	建設部次長	堀場武
都市政策部次長	舟橋朋昭	上下水道部次長	三品克二
市民病院事務局次長	堀田幸子	教育部次長	矢本博士
会計管理者	舟橋知生	副消防長	小口高広

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事務局次長	高木大作	議事課長	松宮克哉
書記	舟橋紀浩	書記	尾崎拓実

⑥ 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

- 1 長田淳議員の議員辞職許可の報告
- 2 常任委員会委員の指名の報告
- 3 提出議案の報告
- 4 説明員出席要求者の報告
- 5 小牧市国民保護計画の変更について（報告第1号）
- 6 専決処分について（報告第2号・報告第3号）
- 7 感謝状の伝達

一部事務組合議会議員選挙

- 1 小牧岩倉衛生組合議会議員

市長施政方針

議案審議

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | 小牧市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第2号 | 小牧市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第3号 | 小牧市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小牧市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第4号 | 小牧市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第5号 | 小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第6号 | 小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第7号 | 小牧市人・農地プラン検討会条例を廃止する条例の制定について |

- 議案第8号 小牧市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 小牧市高齢者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 小牧市青年の家の設置及び管理に関する条例及び小牧市青年の家運営委員会設置に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第14号 小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 小牧市景観条例の制定について
- 議案第17号 小牧市東部まちづくり審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 小牧市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 小牧市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 小牧市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 小牧市下水道条例及び小牧市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 小牧市環境都市宣言の変更について
- 議案第23号 小牧市道路線の廃止について
- 議案第24号 小牧市道路線の認定について
- 議案第25号 令和6年度小牧市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第26号 令和6年度小牧市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 議案第27号 令和6年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第28号 令和6年度尾張都市計画事業小牧文津土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第29号 令和6年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地地区画整理事業特別会

計補正予算（第3号）

- 議案第30号 令和6年度尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第31号 令和6年度尾張都市計画事業小牧本庄土地地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第32号 令和6年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第33号 令和6年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 令和6年度小牧市病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第35号 令和6年度小牧市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第36号 令和6年度小牧市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第37号 令和7年度小牧市一般会計予算
- 議案第38号 令和7年度小牧市土地取得特別会計予算
- 議案第39号 令和7年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第40号 令和7年度尾張都市計画事業小牧文津土地地区画整理事業特別会計予算
- 議案第41号 令和7年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地地区画整理事業特別会計予算
- 議案第42号 令和7年度尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業特別会計予算
- 議案第43号 令和7年度尾張都市計画事業小牧本庄土地地区画整理事業特別会計予算
- 議案第44号 令和7年度小牧市介護保険事業特別会計予算
- 議案第45号 令和7年度小牧市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第46号 令和7年度小牧市病院事業会計予算
- 議案第47号 令和7年度小牧市水道事業会計予算
- 議案第48号 令和7年度小牧市下水道事業会計予算
- 議案第49号 小牧市名誉市民の推挙について
- 議案第50号 小牧市名誉市民の推挙について
- 議案第51号 小牧市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第52号 小牧市固定資産評価審査委員会委員の選任について

（午前10時00分 開会式）

○議会事務局長（高木大作）

ただいまから令和7年小牧市議会第1回定例会の開会式を行います。

議長挨拶。

(小島倫明議長 登壇)

○議長（小島倫明）

皆さんおはようございます。令和7年小牧市議会第1回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

2月も残り僅かとなり、まだまだ朝夕は寒い日が続いておりますが、少しずつ暖かさを感じる日もあり、まさしく三寒四温を実感する季節であります。

さて、本日は、議員各位並びに市長をはじめ関係職員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。本定例会に提出されております議案は、令和7年度当初予算案をはじめどれも重要な議案ばかりでございます。特に当初予算案については、現年度状況に照らしつつ、新年度の予算編成に対する基本的な考え方や主要事業の在り方について慎重に審議する必要があります。議員各位におかれましては、真摯かつ活発な「ジ」と審議を行い、適切な議決をいただきますようお願い申し上げ、開会の挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（高木大作）

市長挨拶。

(山下史守朗市長 登壇)

○市長（山下史守朗）

皆様、おはようございます。本日は令和7年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいただきまして誠にありがとうございます。本年1月1日に市制施行70周年を迎えました令和7年も、はや2か月がたとうとしております。ここの一月は平年よりも寒い日が続いておりますが、各地で梅の花が少しずつ咲き始めるなど、春の足音がすぐそこまで来ていると感じられるようになりました。

3月2日には、航空自衛隊小牧基地で自衛隊が主催いたします小牧基地航空祭が開催をされます。これに合わせまして3月1日の14時過ぎと2日の13時過ぎにブルーインパルスが小牧山と桃花台の上空に飛来し、市制70周年に対する祝意を表してスモーク飛行を行う予定でございます。

また、3月14日には市制70周年記念事業として、中日ドラゴンズ対埼玉西武ライオンズのオープン戦が小牧市民球場において開催をされます。小牧でのプロ野球の開催は実に6年ぶりとなりますので、ぜひ皆様には楽しみにしていただきたいと思います。

春は始まりの季節と言われますが、いよいよ市制70周年記念事業の実施も本格化を

してまいるところであります。それらの事業が市民の皆様にとりまして意義深い事業となりますように努めてまいりたいと思います。ぜひ皆様とともにこの70周年の節目を祝ってまいりたいと思います。

さて、今定例会に私から提案をさせていただきます議案は、令和7年度当初予算案をはじめ52件でございます。いずれも市民生活に不可欠な重要な案件ばかりでございますので、どうか議員の皆様方には慎重に御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。後ほど施政方針を申し上げますが、例年よりは、去年よりは少し短いと思いますが、ちょっと長いもんですからぜひお付き合いいただきたいと思います。ちょっと私、下の横に2回かんじゃって口内炎が小さいですができておましてちょっとしゃべりにくいもんですから、お聞き苦しいところがあるかも分かりませんがお許しをいただきたいと思います。寒い日がまだ続いておりますので、ぜひお風邪を召されませんよう、それぞれがお体、体調管理努めていただきましてお過ごしをください。ではよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（高木大作）

これをもって、開会式を終わります。

(午前10時05分 閉 式)

(午前10時05分 開 会)

○議会事務局長（高木大作）

ただいまの出席議員は24名であります。

○議長（小島倫明）

ただいまから令和7年小牧市議会第1回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」について、本件は会議規則第86条の規定により、議長において、5番 大上利幸議員、16番 石田知早人議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、配付いたしましたとおり、本日から3月21日までの25日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から3月21日までの25日

間と決定いたしました。

日程第3、「諸般の報告」について。

令和6年12月23日、長田 淳議員から議長の下へ、一身上の都合により、12月31日をもって議員を辞職したい旨の申出があり、地方自治法第126条ただし書の規定によりこれを許可いたしましたので、御報告いたします。

次に、常任委員会委員の指名の報告について、令和7年1月6日付で、委員会条例第6条第1項ただし書の規定により、議長において永井孝典議員を文教建設委員会委員に指名いたしましたので、御報告申し上げます。

次に、本日議会に提出されました議案については、配付いたしましたとおり52件あります。以上をもって、提出議案の報告に代えます。

次に、今定例会の説明員として、市長、教育長をはじめ関係職員に対し地方自治法第121条の規定により出席を求めましたので、御報告申し上げます。

次に、報告第1号「小牧市国民保護計画の変更について」、報告第2号及び報告第3号の専決処分について2件、以上、3件が市長より提出されております。いずれも配付いたしましたとおりでありますので、これをもって報告に代えます。

次に、感謝状の伝達について、去る2月10日に開催されました第125回愛知県市議会議長会定期総会において、前議長 舟橋秀和議員及び前副議長 木村哲也議員が愛知県市議会議長会慶弔規程に基づき感謝状を受けられました。その御功績に対し、心から敬意を表するとともに、ここに御披露申し上げ、感謝状の伝達をいたします。

○議会事務局長（高木大作）

お名前を申し上げますので、前のほうにて受領していただきたいと思います。

舟橋秀和。

○議長（小島倫明）

感謝状、舟橋秀和様。あなたは小牧市議会議長の要職にあつて、市政の振興と地方自治の進展に尽くされた功績は誠に顕著でありますので、ここに感謝の意を表します。令和7年2月10日。愛知県市議会議長会会長 知立市議会議長 山崎りょうじ。代読。

（感謝状伝達）（拍手）

○議会事務局長（高木大作）

木村哲也様。

○議長（小島倫明）

感謝状、木村哲也様。あなたは小牧市議会副議長の要職にあつて、市政の振興と地方自治の進展に尽くされた功績は誠に顕著でありますので、ここに感謝の意を表します。令和7年2月10日。愛知県市議会議長会会長 知立市議会議長 山崎りょうじ。

代読。

(感謝状伝達) (拍手)

○議長（小島倫明）

続きまして日程第4、「一部事務組合議会議員選挙」を議題といたします。

長田 淳議員の議員辞職に伴い、一部事務組合議会議員が欠員となっておりますので、小牧岩倉衛生組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

議長より指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、議長より指名することに決しました。

直ちに指名いたします。

事務局長に被指名者氏名を朗読させます。

○議会事務局長（高木大作）

一部事務組合議会議員の氏名を朗読いたします。敬称は省略させていただきます。

小牧岩倉衛生組合議会 山田美代子。

以上でございます。

○議長（小島倫明）

お諮りいたします。

ただいま事務局長に朗読させました議員を一部事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員が一部事務組合議会議員に当選されました。会議規則第31条第2項の規定により、本席から一部事務組合議会議員当選の告知

いたします。

山田美代子議員、令和 7 年 2 月 25 日令和 7 年小牧市議会第 1 回定例会本会議において小牧岩倉衛生組合議会議員選挙の結果、小牧岩倉衛生組合議会議員に当選されました。

日程第 5、「市長施政方針」に入ります。

山下市長の発言を許します。

(山下史守朗市長 登壇)

○市長（山下史守朗）

令和 7 年小牧市議会第 1 回の定例会の開会に当たり、私の市政運営に係る所信を申し述べますとともに、令和 7 年度当初予算案につきまして、その主要な施策と概要を御説明申し上げ、議員各位並びに 15 万市民の皆様をはじめ、小牧市に関わる全ての方々に御理解と御協力をお願いいたしたいと存じます。

さて、私が市民の皆様の御信任を賜り、4 期目の市政を担わせていただくこととなり、2 年が経過したところであります。私は市長就任以来、「改革と創造の市政」、「チャレンジする市政」を掲げ、小牧市の未来を見据えた様々な改革と明るい未来につながる新たなチャレンジに全力を注ぎ、信念とスピード感をもって全力で市政の運営に当たってまいりました。

私の任期は明日から 15 年目に入るわけではありますが、これまでの間、時代の変化は非常に目まぐるしく、我が国の少子高齢化・人口減少の進行はもとより、近年では新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、世界各地の戦争や権威主義国の台頭、先進諸国の政治の分断、また世界的な気候変動と夏の猛暑や AI をはじめとした情報技術革新・デジタル化の著しい進展、そして我が国においては、ようやくデフレを脱却したものの人手不足が顕在化し、円安・インフレが加速する中で、いよいよ 30 年間続いた超低金利政策が見直され、金利のある世界へと、バブル崩壊以降の我が国経済は大きな転換期に差しかかっている状況であります。

令和 7 年は終戦から 80 年、昭和の元号では 100 年に当たり、小牧市は 1 月 1 日に市制施行 70 周年を迎えました。小牧町・味岡村・篠岡村の 1 町 2 村が合併して小牧市が誕生した昭和 30 年、当時の人口は現在の 4 分の 1 にも満たない 3 万 2,327 人でありました。“菜どころ、米どころ”と言われ、豊かな田園が広がっていましたが、社会資本の充実には農業だけでは限界があり、農業依存の脱却と財政基盤の確立が課題とされ、諸施策が打ち出されました。

その中でも昭和 31 年に制定された工場誘致条例は代表的なものであり、現在の内陸工業都市小牧の礎を築いたといっても過言ではありません。昭和 38 年に北里村と

合併して現在の市域が形成され、高度経済成長を経て、人口・世帯数・製造品出荷額も順調に伸び、都市機能が整備され、市民生活が充実をしたのは皆様も御存じのとおりであります。そして、この記念すべき市制施行 70 周年となる節目の年に、改めて、行政のトップリーダーとして市民の皆様の御期待に応えていかなければならないという強い使命感を持って、本市のさらなる発展と諸課題の解決に真摯に取り組んでまいり所存であります。

10 年前の平成 27 年の市制 60 周年記念式典では、「子どもを中心に世代を越えて市民がつながり、支えあう、全ての市民が暮らしやすい、あたたかいまち」を小牧市全体で目指し、市内外に発信をしていくため、「子ども夢・チャレンジ No.1 都市宣言」を市民の皆様とともに行いました。そして、宣言を契機として、次代を担う子どもたちの様々なチャレンジを市民みんなで応援することで市民がつながるまちづくりを推進してまいりました。

「こまき子ども未来館」は開館から 3 年を迎えた昨年 12 月に、来館者が延べ 100 万人を達成いたしました。子どもの成長を見守り、幅広い体験ができる場所として、小中学生や親子連れに好評を博しています。

今年の市制 70 周年記念事業では、コンセプトを「70 年の挑戦つなごう未来へ夢とキラめくこまきびと」とし、市民の皆様とともに様々な記念事業を予定しておりますが、特に、小牧市としてこれまでも力を注いでまいりました 2 つの大きなテーマである「健康」と「環境」を取り上げ、さらに精力的に取り組むを加速する年としてまいりたいと存じます。

私は昨年の施政方針においても、SDGs 未来都市に選定された尾張地域初の自治体として“誰一人取り残さない”小牧市の実現に十分に意を配すと申し上げ、持続可能で多様性と包摂性のある市政を推進してまいりました。

全国の自治体がどれだけ「経済」・「社会」・「環境」のバランスが取れた発展につながっているかを数値化した、日本経済新聞社の「第 4 回全国市区 SDGs 先進度調査」の総合ランキングが令和 7 年に発表され、小牧市は全国 815 市区中、総合 18 位の評価をいただき、2 年前の前回から大きく順位を上げております。

このことは「子ども夢・チャレンジ No.1 都市宣言」を旗印に、本市独自の「こまき子ども未来大学」や「駒来塾」など、全ての子どもたちが夢を育みチャレンジできる環境整備にまち全体で取り組んできたことをはじめとして、未来に向けた各種施策が総合的に評価されたものと認識をし、引き続き持続可能で多様性と包摂性のある小牧市の実現に取り組んでまいります。

市政運営に当たっては、市の最上位計画である「小牧市まちづくり推進計画第 2 次

基本計画」に基づいて、計画的に進めてまいります。

「小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画」は、自治基本条例に基づき、小牧市民憲章に掲げる理想のまちの実現に取り組んでいくために策定したものであり、昨年4月から本格的にスタートさせています。まちづくりを進めていく上での機軸となる「子ども夢・チャレンジNo.1都市」「健康・支え合い循環都市」「魅力・活力創造都市」の3つの都市ヴィジョンと、市長の強いリーダーシップと責任の下、優先的に経営資源を投入し強力に推し進めていく3つの戦略から成る「市政戦略編」、行政が着実に実施していく29の基本施策から成る「分野別計画編」、それらの施策の推進と一体で取り組む行財政改革の体系を示した「自治体経営編」に基づき、DXの推進やカーボンニュートラルの実現などを新たに横断的な視点として挙げ、時代の潮流に対応した市政運営に取り組んでいます。

第1に、「子ども夢・チャレンジNo.1都市」であります。

これまで、市独自の施策として、「子ども夢・チャレンジNo.1都市宣言」や「小牧市地域子ども子育て条例」の制定、こまき子ども未来館の開館、「海外留学助成金」などの各種チャレンジ支援、駒来塾の開設、0歳児から2歳児の保育料無償化、第2子中学生・第3子以降小中学生の給食費無償化などに取り組んでまいりました。

また、子育て家庭への支援としては、「子育て世代包括支援センター」による妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築、「児童クラブの開所時間の延長」、「18歳到達年度末までの子ども医療費助成拡大」などに取り組んでまいりました。

さらに、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進む中、将来の子どもたちに充実した教育環境を整えるため、将来の教育環境の整備方針として「小牧市新たな学校づくり推進計画」を昨年9月に策定しました。

今後も、これまでの取組を引き継ぎながら、来るべき未来社会を見据えて、充実した教育・子育て環境を実現するとともに、家庭環境や境遇にかかわらず、全ての子どもたちが夢を育み、未来を描いて生き生きと挑戦することができるまち「子ども夢・チャレンジNo.1都市」を目指してまいります。

第2に、「健康・支え合い循環都市」であります。

これまで、本市は健康経営優良法人の認定を2023年、そして2024年に取得し、市としても自ら進んで健康経営に取り組むとともに、企業経営の活性化と成人期の健康づくりの取組を充実するため、市内企業の健康経営をバックアップしてまいりました。

また、市民の健康づくりに向けて、独自の人間ドック制度や健康いきいきポイント制度の創設、各種検診・予防接種の充実、ウォーキングアプリ「a1k0」の開発、

フレイル予防の実施、高齢者外出支援につながるこまき巡回バス「こまくる」の拡充、口腔ケアの充実などに取り組み、市民の健康づくりを応援してまいりました。

そして、地域協議会の設立・運営支援、支え合いいきいきポイント制度の創設、ふれあい・いきいきサロンの設立・運営支援、こまき市民交流テラス「ワクティブこまき」の開設など、市民との協働によるまちづくりを進め、支え合いの地域づくりに取り組んでまいりました。

去年は、小牧市社会福祉協議会とともに民間事業者と連携し、公園や高齢者サロンの開催場所など市内 119 か所で食料品などの移動販売を開始し、大変御好評をいただいているところであります。

高齢者が増え続ける中、市民の皆様の健康づくりを一層進められるよう、健康習慣化サポート施設「ヘルスラボ・こまき」を市制 70 周年を記念して本年 1 月にラピオ 5 階にオープンしました。高齢者のフレイルチェックはもとより、壮年期から自らの健康に関心を持って取り組むことが重要でありますので、食事のバランスチェックなど、子どもから高齢者まで多くの皆様方に御活用いただきたいと思います。

今後、同施設を拠点の 1 つとしながら市民の皆様が自ら積極的に健康づくりに取り組み、生涯にわたって健康で生き生きと暮らせる環境を整備し、「活力ある高齢社会（小牧モデル）」による「健康・支え合い循環都市」を目指してまいります。

第 3 に、「魅力・活力創造都市」であります。

これまで、小牧市の将来を見据えて、市内企業の操業支援、企業の誘致、産業集積の推進や市内の消費循環を高めるこまきプレミアム商品券事業、史跡小牧山や小牧発祥の名古屋コーチンなどを核とした観光振興などに取り組み、小牧市の魅力と活力を高めてまいりました。

地域ごとの取組としては、中心市街地においては「小牧市中心市街地グランドデザイン」に基づき、東部地域においては「東部振興構想」に基づき、それぞれ「コマナカ meet」や「トライアル活動」により、住民や関係団体など地域に関わる様々な主体が連携・協力して、まちの将来像を実現できるよう取り組んでまいりました。

本市は、市と小牧商工会議所で設立したこまき新産業振興センターと連名で、昨年 12 月、名古屋市昭和区の鶴舞公園に隣接するスタートアップ企業の日本最大級の支援拠点「ステーション A i」に、パートナー企業として入居しました。これから、この「ステーション A i」を活用する中で、市内中小企業が抱える様々な課題や地域の課題解決に向け、スタートアップ企業とのオープンイノベーションを促進してまいりたいと考えております。

今後も、持続可能な魅力と活力あふれる小牧市を実現するため、若い世代や子育て

世代が住みたい、住み続けたいと感じられる魅力あるまちづくりを進めるとともに、地域経済を支援し、まちの活性化を図り、バランスのよい産業集積を今後も持続的に高めることにより、経済・雇用・財政の基盤が確立された、将来にわたって輝き続ける「魅力・活力創造都市」を目指してまいります。

次に、令和7年度予算編成についてであります。

歳入面では、物価高騰や人件費の上昇が企業業績に及ぼす影響が不透明な状況であることから、収入の動向は楽観視できず、歳出面では、社会保障関連経費の増加や、国の政策の影響による地方負担の増加、物価高騰や人件費の上昇が様々な経費の上昇圧力となっている厳しい状況下での予算編成となりました。

しかし、そのような状況であっても、安全・安心・快適な市民生活を最優先としつつ、健全財政の維持と各分野間のバランスに十分留意しながら、「小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画」に掲げる3つの都市ヴィジョンを機軸とした各種施策を着実に推進する必要があります。

このため、経常的な事業を含む事務事業の徹底した見直し・改善により、経費の節減合理化を行うとともに、新たな財源の獲得に努め、あわせて基金や市債などを最大限活用することにより、重要施策に重点的に予算を配分いたしました。

そして、議員各位や市民の皆様から頂いた御意見、御要望を十分に検討した上で可能な限り市政に反映し、皆様の御期待に十分応え得るよう編成をしたところであります。

それでは、来年度の主要な事業、施策について、まずは「市制70周年記念事業」について御説明申し上げ、その後、令和7年度当初予算案を中心に「小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画」の体系に沿って、「市政戦略編」「分野別計画編」「自治体経営編」の順に、概要を御説明申し上げます。

初めに、市制70周年記念事業であります。

市制70周年の記念すべき節目を小牧市に関わる全ての皆様とともに祝いするため、5月18日に市民会館で市民参加型の市制70周年記念式典を開催いたします。

各種の記念事業ありますが、重点的に取り組む「健康」と「環境」のうち、健康につきましては、さきに都市ヴィジョン「健康・支え合い循環都市」で申し述べたとおりであります。

環境につきましては、本市はこれまでも分別リサイクルの徹底や子ども服のリユース事業など各種施策に精力的に取り組んでおり、県内の市の中で7年連続でリサイクル率第1位となっているところですが、市制施行50周年に宣言をした「環境都市宣言」に、カーボンニュートラルの実現や資源循環の推進など時代に応じた内容を加え、

市民の皆様とともに改めて宣言し、都市宣言を契機に、さらに人々の環境配慮型ライフスタイルへの行動変容や企業などの一層のSDGs推進などにつなげてまいりたいと思います。

記念事業の目玉の1つである「第66期王位戦第1局」の誘致につきましては、愛知県出身の棋士・藤井聡太七冠と挑戦者によるトップ棋士同士の熱戦が期待される中、対局の際に注目が集まる「おやつ」についてコンテストを実施してまいります。

また、王位戦に先立ち、「(仮称)小牧将棋まつり」を開催いたします。子どもを対象とした将棋大会「小牧市長杯」や指導対局などプロ棋士との交流を予定しております。将棋をたしなまれる方に限らず、幅広い市民の皆様にお楽しみいただけるものと思いますので、御期待ください。

学生の探求学習プログラムにつきましては、「こまき新産業振興センター」と連携し、次代を担う高校生などを対象に、スタートアップ企業をはじめ実際に起業された方との交流やビジネス課題の解決に向けたアイデアの提案を通し、学生の自己探求や起業家に必要とされるスキルやマインドセットを学ぶ機会を提供いたします。

中学生が議員となり、実際に市議会の本会議場において質疑や提案を行う「子ども議会」を開催いたします。

前回の市制施行60周年でも開催し、この議場での生徒の提案が元となり、市民参加の「笑顔でさきがけあいさつ運動」が地域を巻き込んだ形で現在まで展開されております。生徒にとっては、市政や議会の仕組みを学ぶ機会、また自らが考えた提案を発表する機会になるとともに、大人にとっても、若い世代の視点からの貴重な意見を得られる場になるのではないかと期待しております。

小牧市民まつりにつきましては、従来のイベントに加えて、市制施行70周年の特別企画を検討中でありますので、御期待いただきたいと思います。

加えて、この市制施行70周年を記念した「市民企画事業」として、応募いただいた市民団体が主体となってそれぞれ特色ある事業を企画・実施していただく予定であります。この70周年を盛り上げ、彩りを添えていただきます団体の皆様方に心より感謝を申し上げます。

次に、市政戦略編であります。

初めに、戦略1「全ての子どもたちが夢を育みチャレンジできる環境を創出」であります。

本市の誇る「子育て支援が充実している」姿を一層高めるため、家庭環境や境遇にかかわらず、全ての子どもたちが夢を育み、その夢へのチャレンジをまち全体で応援する環境を構築するとともに、来るべき未来社会を見据え、子どもたちが社会の変化

とともに自らを成長させ続け、生き抜いていける確かな力を身につけるための環境を整備してまいります。

昨年 12 月に来場者数が延べ 100 万人に到達した「こまき子ども未来館」は、本市の「子ども夢・チャレンジNo. 1 都市宣言」の理念を体現する施設として、「未来リテラシーを育む」というコンセプトの下、全ての子どもたちが夢を育み挑戦できる環境と、これからの未来を力強く生き抜く力を育てる豊かな学びを提供し、小牧の子どもたちやまちの“成長のシンボル”として、いつまでも愛される施設を目指して運営してまいります。

多くの企業や団体に参画いただいております「こまき子ども未来大学」では、子どもたちが自分のやってみたいことや夢を見つけるきっかけとするため、SDGs や社会についてプロフェッショナルから直接学ぶ講座などを引き続き開催してまいります。

十分な学習環境に恵まれない中学生を対象とした無料の学習塾、「駒来塾」については、元教員の方や大学生などの協力を得て、市内全域の 4 教室で基礎学力の定着に向けた支援を実施してまいりました。令和 7 年度は新たに市南部に 1 教室を開設し、市内 5 地区での学習支援を実施するとともに、募集時期を年 2 回から通年に変更し、支援を必要とする生徒へのサポートを充実させてまいります。

高校生などが身近な課題や関心事について自らプロジェクトを立ち上げ、課題解決に向けた取組を発表することで、意見表明や社会参画を通して地域や社会に主体的に関わる意識を育むことを目指して、高校生等社会参画事業を実施いたします。

特色ある学校づくり推進事業では、教科横断的な視点に立ったカリキュラム編成により従来の総合的な学習を一層充実させ、こまき「夢☆チャレンジ」科として「子ども夢・チャレンジNo. 1 都市」の基本理念にのっとりたより発展的で持続可能な「探究的な学び」を推進いたします。

進学する向上心に富みながらも、経済的に困難な状況にある学生・生徒の進学を支援するため、交付金制度を継続し、家庭環境や境遇にかかわらず全ての子どもが希望する教育を受けられるように支援してまいります。

本市独自の少子化対策の拡充として、所得や出生順位にかかわらず保育園・認定こども園・小規模保育事業所に通う 0 歳児から 2 歳児までの保育料の無償化を継続してまいります。

学校給食費につきましては、本市独自に多子世帯に係る無償化を実施しており、本年度も継続してまいります。昨今の食材費の値上がりに対応し、質と量のバランスの取れた給食を提供していく必要があることから、やむを得ず令和 7 年 4 月より学校給食費を増額改定いたします。

ただし、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の趣旨を踏まえて活用することにより、令和7年度の保護者負担額については、僅かではありますが、令和6年度より引き下げてまいります。

「小牧市新たな学校づくり推進計画」を昨年9月に策定いたしました。この計画に基づき、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化の課題が特に大きい篠岡地区、北里地区、巾下地区の3地区で、地域との協議を踏まえながら、地区別の学校再編計画を策定し、推進してまいります。

次に、戦略2「“健康・生きがいつくり”と“支え合いの地域づくり”の循環により、自分らしく生き生きと安心して暮らすことができる「活力ある高齢社会(小牧モデル)を構築」であります。

加速する高齢化に伴う課題に対応し、誰もが安心して暮らし続けることができる幸せな高齢社会を実現していくためには、市民の健康・生きがいつくりを応援し、市民の皆様とともに支え合いの地域づくりを進め、高齢者をはじめとする市民の「健康」と「支え合い」が地域内で循環する「活力ある高齢社会」を築いていくことが肝要であり、市長就任当初より目指すまちの姿として掲げ、その実現に向け精力的に取り組んでまいりました。

市民の健康づくりの気づきの支援、きっかけづくりの拠点として、本年1月にヘルスラボ・こまきの運用を開始いたしました。今後は、民間企業や大学など、様々な主体と連携し市内全域に健康づくりの取組を広めてまいります。

一般タクシーやリフト付きタクシーなどの利用料金の一部を助成する利用券を交付することにより、高齢者の日常生活における外出支援及び御家族の負担軽減を図り、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう引き続き支援してまいります。

小学校区単位で地域の特色を生かした活動に取り組む地域協議会につきましては、より一層の活動の支援を行い地域の絆を強化するとともに、住民主体の地域活動の活性化を図ってまいります。

また、設立に至っていない地域に対しても、説明会の開催や地域の課題を話し合う場づくり等を通じて、設立の機運を高めてまいります。

ふれあい・いきいきサロンにつきましては、高齢者などが気軽に集まれる、地域住民の交流、仲間づくりの場となるよう、引き続き設立・運営支援に取り組んでまいります。

移動販売につきましては、昨年4月から開始し毎回利用される方も多く、新たなインフラとなりつつあります。地域のニーズに応じてルートの見直しを行うなど、より

利便性を向上させるとともに、移動販売を通じた高齢者などの見守りを継続してまいります。

市民の健康づくりの取組に対してポイントを付与し、市内限定商品券などに交換できる「こまき健康いきいきポイント制度」につきましては、楽しく継続的に健康づくりができるウォーキングアプリ「a l k o」の活用と併せて、健康づくりの習慣化を図ってまいります。

なお、令和7年度は市制 70 周年記念バーチャルウォーキング大会を企画しておりますので、多くの皆様に御参加いただきたいと思います。

市民の支え合い活動に対してポイントを付与し、市内限定商品券で還元する「こまき支え合いいきいきポイント制度」につきましては、令和7年度から施設ポイントの対象となる施設に障がい者支援施設等を加えます。

また、新たなボランティア参加への挑戦を後押しするため、ボランティアチャレンジ事業を実施することで、地域での支え合い・助け合い活動を促進いたします。これら2つのいきいきポイント制度は、小牧商工会議所と連携・実施しているプレミアム商品券事業による「市内限定商品券」を、地域内循環を生み出すための経済的トリガーとして活用してまいります。

こまきいきいきポイント制度をはじめとする「健康づくり」と「支え合いの地域づくり」への取組が、市民一人一人の行動変容へとつながり、地域内で循環することで、活力ある幸せな高齢社会が実現できるよう引き続き取り組んでまいります。

次に、戦略3「『住みたい』『働きたい』『訪れたい』魅力あふれる小牧を創造」であります。

市民の愛着や誇りを醸成し、市内外から支持される魅力あるまちづくりを進めるとともに、本市の強みであるバランスのよい産業集積を持続的に高め、企業の新事業展開や生産性の向上を支援し、将来にわたって経済・雇用・財政の基盤が確立された活力あるまちを構築してまいります。

中心市街地につきましては、「小牧市中心市街地グランドデザイン」に基づき、将来にわたって魅力があふれ、活力が持続する中心市街地としていくため、当面の取組をまとめた「小牧市中心市街地グランドデザインアクションプラン」に位置づけられた小牧駅周辺整備事業や小牧山東公園整備事業をはじめとした各種取組を進め、まちの将来像の実現を目指します。

令和7年度は、住民、商店、関係団体等がつながる場である「中心市街地まちづくりプラットフォーム」などを通じて中心市街地の活性化を目的に集い、出会った人々が、自ら企画を立ててチャレンジしながらまちを元気にしていくプロジェクトである

「コマナカm e e t」を昨年に続いて実施し、市民などと連携・協働しながら中心市街地の活性化を図ってまいります。

また、愛称を「こまき山イーストパーク」とした小牧山東公園につきましては、「歴史を感じ、くつろぎとにぎわいが共存する新たなみんなの居場所」をコンセプトに、本市では初となる「公募設置管理制度」、いわゆるP a r k－P F I制度を活用して整備を進めている公園であります。令和7年6月頃の供用開始を予定しており、現在民間事業者による整備が進められているところであります。ぜひ多くの皆様に訪れていただきたいと思います。

桃花台地区をはじめとする東部地域につきましても、「東部振興構想」の実現に向けて、地域に関わる様々な主体がつながる場となる「東部まちづくりプラットフォーム」の拡充を図るとともに、住民などによるまちづくりの取組促進を図るため、トライアル活動を支援するほか、東部地域まちづくり活動パートナーシップ制度により、事業者などからまちづくり活動への支援ができるように、市民活動団体と事業者などのマッチングを行ってまいります。

北西部地区につきましては、令和6年度に北西部地区公園の設計においてワークショップを行い、施設の配置や導入する機能について地元の方々の御意見を取り入れてまいりました。令和7年度からは、公園工事に向けた雨水貯留施設整備関連工事や道水路工事などを行い、着実に事業進捗を図ってまいります。

史跡小牧山整備事業につきましては、小牧山主郭地区のうち山の中腹付近で大手道の発掘調査を引き続き行います。また、山頂部では、令和3年度より取り組んでまいりました織田信長によって築かれた石垣などを復元する史跡整備が、令和7年度の整備により、いよいよ完成する見込みとなりました。迫力ある石垣の様子などを、ぜひ多くの方に御覧いただきたいと思います。

なお、事業に当たっては、多くの皆様からお寄せいただいた御寄附を活用してまいります。

産業振興につきましては、令和5年3月に改定した「小牧市企業新展開支援プログラム」に基づき、知的財産権の取得に係る費用、人材育成のための研修費用、求職マッチングサイトへの登録料等の人材確保のための費用に対する補助を拡充するほか、デジタル化支援補助金やE Cサイト導入支援補助金など、引き続き市内中小企業の経営革新を支援してまいります。

企業立地・次世代産業の推進につきましては、本市への積極的な立地を図るとともに、長年にわたり地域経済や雇用を支えてきた企業が市内での事業活動を継続するための工場の増設や設備投資に係る費用の支援継続に加え、次世代産業の推進に係る補

助を行ってまいります。

以上の戦略を核として、さらに各分野にわたる様々な施策を組み合わせることで、小牧市の総合力を高め、まちづくりの機軸として掲げた都市ヴィジョン『子ども夢・チャレンジN o. 1 都市』『健康・支え合い循環都市』『魅力・活力創造都市』を実現するとともに、急速に進む高齢化と人口減少に対応し、「活力ある幸せな高齢社会（小牧モデル）の創造」と「若年世代・子育て世代の転入・定住促進」を図ってまいります。

○議長（小島倫明）

ここで暫時休憩いたします。再開は午前11時といたします。

（午前10時48分 休 憩）

（午前11時00分 再 開）

○議長（小島倫明）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長施政方針を続行いたします

（山下史守朗市長 登壇）

○市長（山下史守朗）

それでは、施政方針を続けさせていただきます。

次に、分野別計画編についてであります。

まず、安全・環境についてであります。

愛知県警察が公表した暫定値で、令和6年に小牧警察署管内で発生した特殊詐欺被害の認知件数は26件、被害額は3,000万円以上にのぼりました。特殊詐欺や最近全国で激増している闇バイト強盗などへの対策、地域ぐるみの防犯活動に寄与するため、区が防犯カメラを設置する際に御利用いただいております地域防犯カメラ等設置費補助金を大幅に引き上げます。

令和6年は元日に石川県能登地方を震源とする大地震が発生し、現地の救助や復旧を支援するため、本市からも多くの職員を派遣いたしました。また、発生から1年以上が経過する現在においても、復旧・復興に向けたボランティア活動は続いています。そのような中、本市において巨大地震などにより大規模災害が発生した際、災害ボランティアの受入れを円滑に行うため、災害ボランティア支援センターを市民会館に開設できるよう、通信回線等の整備を行います。

消防団第2分団の車庫につきましては、令和5年度から安全に出動でき、かつ駐車

スペースなど十分な敷地を確保できる適切な場所への移転建て替えを進めてきたところであり、令和7年度に大字西之島地内への移転が完了する予定であります。また、同敷地内には耐震性の防火水槽も併せて設置いたします。

平成28年度から6消防本部で消防指令センターの共同運用を開始以来使用してきた通信機器などについて、保守期限の満了や通信方式の変更により更新いたします。

さらなるごみの減量化と二酸化炭素排出量の削減を推進するため、本年4月から「燃やすごみ」の名称を、“分別を最大限努力しても燃やすことしかできないごみ”という意味で「燃やすしかないごみ（分別がんばったけどこれ以上はリサイクルできないごみ）」に改めるとともに、秋以降、「燃やすしかないごみ」用指定袋について、植物由来成分配合の環境負荷を低減するものへ変更してまいります。

生ごみ処理機器購入費補助金につきましては、皆様により広く生ごみの減量化を意識していただくため、令和7年度限定の措置として、補助率・限度額とも大幅に引き上げて実施いたします。

カーボンニュートラルの実現に向けて、市内から排出される温室効果ガス排出量の削減の取組をさらに進めるため、公共施設における照明のLED照明への更新や省エネルギー型機器・再生可能エネルギーを導入する市民の皆様への補助の拡充をいたします。

また、本年1月には、自治体では全国初となる廃棄物コーディネーター、再生事業者、電力供給会社との「食品リサイクルを中心とした脱炭素化及び資源循環の推進に関する連携協定」を締結したところであり、今後も一層食品リサイクルを推進するとともに、再生可能エネルギーの普及促進に向けた取組を通じて、電力の地産地消を進めてまいります。

続きまして、健康・福祉についてであります。

帯状疱疹予防接種につきましては、65歳の方を対象として、令和7年4月から定期接種となります。また、経過措置として65歳以上の方は段階的に対象となります。なお、罹患予防と重症化予防のため、定期接種の対象年齢ではない方が任意接種された場合の本市独自の費用助成も継続いたします。

言語理解や運動能力が向上し社会性が発達してくる5歳児に対して、成長・発達等を保護者と確認し、特性に合わせた適切な支援が受けられるよう健康診査を実施することで、幼児の健康の保持及び増進を図るとともに、就学まで切れ目なく支援してまいります。

乳幼児健診において、電子カルテシステムの構築によりカルテを電子化し、情報をリアルタイムで共有できるようにすることで、当該乳幼児や御家族への迅速・適切な

支援が可能となります。また、健診予約システムの構築により、スマホなどからオンラインで乳幼児健診の健診日変更や問診票への入力を可能とすることで、利用者の利便性を高めてまいります。

不妊治療や不育症治療は、身体的及び経済的な負担が生じます。妊娠を希望する御夫婦に対し、経済的負担の軽減を図ることで子どもを産み育てることができるよう、不妊不育治療等に要する費用への助成を行ってまいりました。

従来的一般不妊治療助成や不育症治療助成に加えて、令和7年度からは、体外受精、顕微授精、男性不妊の手術といった生殖補助医療の助成まで拡大いたします。

あらかじめ登録されたひとり暮らし高齢者のフレイル状態を把握するため、「eフレイルナビ」を導入いたします。これは、各家庭に設置されているスマートメーターで計測される電気の使用量を用いてAIがフレイル状態を検知するもので、フレイル状態を把握し、早期に専門職が介入することで、住み慣れた地域で健康的な生活を送ることができるよう働きかけてまいります。

人材不足にあえぐ介護事業所を支援するとともに、質の高い介護サービスが提供できる体制を確保するため、介護サービスの要である介護支援専門員・主任介護支援専門員について、資格取得や資格維持に必要な研修受講料を事業者が負担した場合に、研修受講料負担額に対し新たに補助をしてまいります。

医療保険・地域医療につきましては、市民病院の経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況であり、令和5年度に策定いたしました「小牧市民病院経営強化プラン」に基づき、経営改善に向けた取組を進めてまいります。今後も、尾張北部医療圏における中核病院として、地域の医療機関との連携を深め、救急医療やがん診療、高次医療などを中心にさらに機能を充実させ、安全で良質な医療の提供に努めてまいります。

続きまして、教育・子育てについてであります。

子育て世代包括支援センターを拠点として、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行っておりますが、令和7年度は、生後1か月頃の乳児健診の健診内容の充実を図り、医療機関との連携を強化するほか、全ての乳児のいる家庭を訪問し、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供につなげてまいります。

「未来を見据えた教育環境の整備」として、小中学校におけるデジタル機器を活用した授業が円滑に展開できるよう、タブレットなどの機器を順次更新してまいります。ICTの活用により、子どもたちが情報を収集し活用する能力を伸ばし、新たな時代に自ら未来を切り拓いていくことができる力を育む教育を進めてまいります。

米野小学校改築事業は、令和9年度の校舎と体育館の供用開始を目指し、令和7年度から工事を開始いたします。また、これに伴い、工事中は米野児童クラブを現在の

プレハブ校舎に移転いたします。学校の体育館は、児童生徒が授業、部活動などの学校活動で使用しますが、夏季は室温が非常に高くなり熱中症の危険があり、児童生徒の身体への負担が大きい状況です。一年を通じて安全で快適な学習環境を提供できるよう、改築工事中の米野小学校を除く市内全小中学校の体育館に、空調機を設置いたします。

また、夏季の熱中症対策だけでなく、災害時にも利用できる機能を備えた設備いたします。

令和6年度より、出会い・結婚支援事業として、出会いの場の提供や結婚に係る経済的支援を行っております。令和7年度も引き続き実施することで、若年世代が希望する結婚の一助となるだけでなく、社会全体で結婚を応援するという機運の醸成につなげてまいります。

両親の離婚によりひとり親家庭で育つこととなった子どもが育つ上で、養育費支払いの履行は重要ですが、未払いのケースが見受けられることから、ひとり親家庭の安定した生活と子どもの健やかな成長を図るため、養育費の取決めに係る費用の助成制度を令和6年度に設けました。令和7年度からは、養育費請求に係る弁護士費用も助成対象といたします。

増大する保育需要に対応するため、老朽化した公立保育園の統合や改築、私立保育園等の誘致を計画的に推進し、安全安心で快適な保育サービスを提供いたします。

引き続き古雅保育園の改修工事を進めるほか、令和7年度中の開園を目指した小規模保育事業所の整備や令和8年度の開園を目指した私立保育園の整備、第二保育園の改築に向けた設計を行います。

園舎の老朽化、園児数の減少が進んでいる第一幼稚園と立地条件の問題が顕在化している大山保育園を統合する（仮称）第一こども園の整備につきましては、新園舎は令和9年4月の開園を目指しておりますが、令和7年度は、第一幼稚園の解体工事及び（仮称）第一こども園の建築工事などを行ってまいります。

続きまして、文化・スポーツについてであります。

令和8年秋に開催予定の第20回アジア競技大会は、アジア45の国と地域から選手・役員最大1万5,000人が参加するアジア最大のスポーツの祭典であります。

実施される41の競技のうち、バレーボールの競技会場となるパークアリーナ小牧について、国際大会の会場にふさわしい施設設備となるよう、音響設備や照明環境制御システムの改修工事等を行います。アジア各国からお越しになる多くの選手や観客の皆様を、市を挙げておもてなしをしてまいりたいと思います。

また、小牧市南スポーツセンターにおいては、利用者の皆さんからの御要望を受け、

屋外トイレの和式便器を全て洋式便器に改修するほか、熱中症対策といたしまして、夏場の武道館に冷風機を設置いたします。

大規模改修工事が続いております市民会館・市公民館につきましては、以前から小牧市文化協会や小牧市美術協会などから本格的な展示施設の設置の要望も受けておりましたので、公民館の展示場と講堂をリニューアルし、可動壁などを設けることにより大小様々な規模の展示会に対応できるようにいたしました。工事は3月21日に予定どおり工事が完了する見込みであり、市制施行70周年とリニューアルオープンを記念して、3月22日に「花咲か歌謡笑ジョイン水谷千恵子 in 小牧市」を、3月30日には大黒摩季コンサートを開催しますので、多くの方にリニューアルした市民会館、市公民館を御利用いただきたいと思います。

史跡名勝や天然記念物、重要文化的景観を有する全国600を超える自治体により構成される全国史跡整備市町村協議会について、会員が一堂に会し、史跡等の整備に関する調査研究及びその具体的方策の推進を図り、文化財の保存と活用に資することを目的として毎年開催をされる全国大会の第60回大会を、愛知県では初めて本市において開催いたします。

男女共同参画では、令和4年度からを計画期間とする「第4次小牧市男女共同参画基本計画ハーモニーⅣ」に基づき、男女が互いにその個性と能力を十分に発揮することによって、多様な性を尊重する社会の推進に努めるとともに、誰もが安心して暮らすことができるまちを目指してまいります。

○議長（小島倫明）

暫時休憩いたします。

（午前11時15分 休 憩）

（午前11時21分 再 開）

○議長（小島倫明）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長施政方針を続行いたします

（山下史守朗市長 登壇）

○市長（山下史守朗）

文化・スポーツについてまで申し上げました。

続きまして、産業・交流についてであります。

産業振興に関する主要施策につきましては、「魅力・活力創造都市」の戦略3にお

いて申し上げたとおりであります。小牧商工会議所と連携して実施しております「こまきプレミアム商品券」につきましては、“がんばる小牧の応援券”として、地域内循環を生み出すための経済的トリガーになることを目的に、私の市長就任以来継続して実施してまいりました。

物価高騰が続く中、市内の事業者、特に中小商業・サービス事業者を支援し、地域経済の活性化を図るため、令和7年度のプレミアム率は、通常の10%に国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して10%を上乗せした20%とし、総額14億4,000万円の規模で拡大実施してまいります。

皆様とともに検討してまいりました「(仮称)小牧市農業公園」につきましては、「食育と環境～農と里山の恵み・ふれあい～」を基本理念に、子どもや高齢者の方々を含めた全ての世代の市民を対象に、身近な農業を通じた食の大切さを理解する場とするとともに、里山を生かし自然環境とのふれあいの場を通して農業振興の発信の場となることを目指します。

令和7年度は、市民菜園や体験農園などの整備を進めるとともに、建築工事の実施設計などを進めてまいります。

姉妹都市・友好都市交流につきましては、さきに申しました市制70周年記念式典に、姉妹都市であるアメリカ合衆国のワイアンドット市、友好都市である北海道の八雲町、大韓民国の安養市、アメリカ合衆国のグラント郡の各都市の皆様を招待するとともに、今年もグラント郡への中学生派遣事業、ワイアンドット市中学生受入事業を実施し、交流を深めてまいります。

続きまして、都市基盤・交通についてであります。

都市計画につきましては、令和7年3月に改定する都市計画マスタープランに基づき、桃花台地区の土地利用に関し、用途地域や地区計画等の見直しを進めてまいります。土地区画整理事業につきましては、継続事業の進捗を図るとともに、小牧文津土地区画整理事業に併せて1号調整池の地区外流域相当分の整備工事を行います。

市民の日常生活の足を支えているこまき巡回バス「こまくる」につきましては、令和8年4月に予定している再編運行に向けて、運行事業者の選定やこまくるガイドなどの印刷などの準備を進めてまいります。

また、「こまくる」の将来的なサービス水準の維持に向け、懸念される路線バスの運転手不足に対応するため、自動運転の実証調査を実施してまいりました。令和5年度を中心市街地、今年度のバス型車両による桃花台地区での調査に続き、令和7年度は「こまくる」のルートを運行し、自動運転走行に向けた検証を進めてまいります。

道路整備につきましては、主要道路の整備を計画的に進めるとともに、市民生活に

密着した狭あい道路の整備促進を図ってまいります。

また、老朽化が進行している橋梁などの道路施設につきましては、点検・維持修繕を計画的に進め、安全確保に努めてまいります。

なお、中央自動車道に架かる大山橋につきましては、コンクリート片の落下などによる事故を未然に防ぐため、N E X C O 中日本と連携して撤去工事を進めてまいります。

先月埼玉県で発生した下水道管に起因する道路陥没事故は、事故に巻き込まれた方だけではなく、周辺住民の生活にも甚大な影響を及ぼしております。かねてから、本市では、下水道管を定期的に点検しながら計画的に更新工事を実施してまいりましたが、重要なライフラインとして、皆様が安心して生活を送れるよう、引き続き取り組んでまいります。

下水道使用料につきましては、国は、改定の必要性の検証や経費回収率向上に向けた取組を補助金の交付要件とするなど、独立採算の原則の下で持続可能な事業運営に向けた取組を強化し使用料の適正化を図るよう全国の下水道事業者に対し強く要請しており、本市においても国の要請に従い、適正な使用料について検討いたしました。

昨今の物価高騰による維持管理経費や今後の改築工事費用の増大など経営環境は厳しさを増しており、持続可能な事業運営を行うため、平成2年の改定以来据え置いてまいりました使用料、現在県下最低水準でございますが、これを令和7年10月から改定する必要があるものと判断いたしました。皆様には御負担をおかけすることになりますが、何とぞ御理解を賜りたくお願いを申し上げます。

市道犬山公園小牧線の街路樹につきましては、歩行者等の安全を確保するとともに良好な町並み景観を形成するため、計画的に樹木の植え替えを行ってまいります。

定住促進補助金につきましては、若年層の定住という目的に一層照準を合わせるよう制度を見直すほか、市内小売店等の振興に寄与するため、これまでの現金給付から市内限定商品券での給付に変更し、新たに定住促進奨励金として開始いたします。

次に、自治体経営編についてであります。

私は、市長就任以来、一貫して「改革と創造の市政」の推進に努めてまいりました。市民の利便性向上や行政事務の効率化に資するものとして、スマート窓口の導入、新たな施設予約システムや市民病院の患者外来受診支援システムの導入、オンライン申請の推進、こまき山コンシェルジュサービスや市民レポートシステムまちレポこまきの導入など、I C T の活用、デジタル化、オンライン化に注力してまいりました。

技術革新が急速に進展している分野であるため、行政のデジタル化により一層積極的に取り組み、S o c i e t y 5.0 に向かって加速する社会に対応してまいります。

まず、協働・情報共有についてであります。

デジタルで発信する市政情報を市民の皆様に取り取っていただき、高齢者をはじめとした誰もがデジタルによる情報を活用することができるよう、情報格差、いわゆるデジタルディバイドを解消するために、引き続き市内各公共施設などにおいてスマホ教室や個別相談会などを開催してまいります。ぜひ御活用いただきたいと思います。

次に、行政サービスについてであります。

コロナ禍をきっかけに、本市では手続きのオンライン化を進めてまいりました。オンライン申請システムにマイページ機能やキャッシュレス決済機能を追加し、オンライン上で市民と市がやり取りできるようにすることなどにより、市民の利便性向上を図ってまいります。

市の業務を効率的に行うために、様々なシステムの活用は不可欠ですが、人件費の高騰などを受けて、システム開発費用や維持管理経費が増大しております。そこで、プログラミングの知識が少ない職員であっても自らの業務をシステム化できるサービスを利用することで、業務効率化を図ってまいります。

コンビニエンスストアなどに設置されておりますマルチコピー機では、マイナンバーカードをお持ちの方が自動証明書交付サービスを利用し、住民票の写しや印鑑登録証明書などを取得することができます。市内には多数のコンビニエンスストアがあり、サービス利用可能時間は市役所の開庁時間よりも長く大変便利なシステムですが、いまだに多くの方がわざわざ市役所にお越しになるなど、十分に活用できていない実情がございます。

そこで、このコンビニ交付のメリットをより多くの市民の皆様にご体感いただくために、市役所本庁舎1階にも同様のマルチコピー機を設置し、御案内いたします。一度実際に使用していただくことで、以後は必要な際にはお近くのコンビニエンスストアなどで証明書等をご取得いただけるようになることで、皆様の利便性が向上するとともに、証明発行窓口の混雑緩和にもつながればと期待をしております。

続いて、行政運営についてであります。

市役所の電話交換機につきましては、インターネットを介して電話機能を利用するクラウドシステムに更新し、事務室の電話機をスマートフォンに変更することで、庁舎外での業務にも迅速に対応可能とするほか、組織改正や災害時等にも柔軟に対応ができるようにいたします。

また、あわせて自動ガイダンス機能やカスタマーハラスメント対策となる全通話録音機能なども導入いたします。

最後に、財政運営についてであります。

これまで本市は、堅調な市税収入に支えられて全国でも屈指の健全財政を維持してまいりましたが、少子高齢化の進行、社会保障関連経費の増加及び国の施策による支出の増加などにより、健全性は保ちつつも厳しさを増す状況については、毎年施政方針の中で強く危惧している旨を申し上げてまいりました。

そのような状況の中であっても、これまで、市として優先的に取り組むべき事業、例えば子育て世帯への支援策として本市独自に実施しております保育料の無償化や多子世帯の給食費の負担軽減などについては、積極的に実施してまいりました。令和7年度においても、財源が厳しい中ではありますが、改築工事中の米野小学校を除く全小中学校の体育館に空調機を設置するほか、古雅保育園の改修や（仮称）第一こども園の整備などを進め、引き続き子育て環境の整備に力を注いでまいります。

しかし、人件費の上昇や物価高騰に伴う委託費の増加、高齢化の進行や福祉の多様化に伴う扶助費や繰出金等の増加は今後も続くことが見込まれ、経常的経費の上昇は続くものと考えております。加えて、学校等の施設整備費や、施設老朽化に伴う大規模改修費用の増加などにより、財政需要はますます高まっていくことが見込まれます。

増加が見込まれる歳出に対して、それを賄う歳入の根幹である市税収入につきましても、景気の変動に伴う一時的な好転やインフレによる名目的な増加はあっても、人口減少や少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少などを考えると、今後大きな伸びは容易に期待できないところであります。

社会保障関連経費の増加は、高齢化の進行に伴う医療費の増加や、国健康保険制度の構造的な問題などを背景としており、人口規模や年齢構成などにより影響額に差はあるものの、全国共通の課題であります。

また、近年の国の施策に伴う事業の中には、地方への財源措置を交付税措置としている事業が多数あります。こうした事業の実施に当たっては、普通交付税の不交付団体である本市は一般財源を投入せざるを得ない状況であり、財政の硬直化が進む大きな要因となっております。

これらの問題は、一地方自治体である本市のみで解決できるものではなく、本市としては、国に対して、全国市長会など様々な機会を捉えて、状況の改善に向けて強く働きかけを行っているところであります。

さきに予算編成について申し上げたとおり、社会保障関連経費の増加や人件費の上昇、さらには近年の制度改正や国の政策などにより、普通交付税の不交付団体である本市の財政状況は、急速に余力を失いつつあります。

このように、歳入の根幹である市税収入の見通しは厳しい一方で、経常的経費の増加は続く見込みであり、財政状況が今後さらに厳しくなる見通しの中で今後も力強く

市民の生活をお支えをしていくためには、行政改革のスピードをさらに上げていく必要がありますが、効率的・効果的な行政運営への改革の中には市民サービスの向上に逆行する部分もあり得ることから、市民の皆様の一層の御理解を頂戴しつつ、将来の小牧市に必要となる事業について選択と集中を加速し、より効果の高い財源配分とするとともに、財政状況の改善に取り組んでいかななくてはならないと考えております。

以上、令和7年度予算に係る主要な事業、施策について、「市制70周年記念事業」をはじめ、「市政戦略編」「分野別計画編」「自治体経営編」の順に、その概要を御説明申し上げます。

令和7年度の予算規模といたしましては、一般会計は対前年度当初比12.7%増の703億5,600万円となり、過去最大規模の当初予算となりました。また、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた全会計の総額は、対前年度当初比5.0%増の1,371億5,200万円余となりました。

厳しい財政状況でありながら過去最大の予算規模となったのは、歳出において、昨年秋の国の制度改正による児童手当の大幅な増額や米野小学校改築事業、消防指令センター通信設備の更新、（仮称）第一こども園施設建設事業など、臨時的な大規模事業が重なったことなどによるものであります。

歳入においては、地方特例交付金の減と相殺されるものの令和6年度に実施した定額減税の影響の縮小と個人所得の上昇による個人市民税の増や新增築家屋の増による固定資産税の増などにより、市税収入を大幅な増収と見込んだほか、地方消費税交付金についても、愛知県の地方消費税収入増の見込みを受けて大幅な増加と見込みました。

昨年の施政方針において、私は、人件費や扶助費、その他経常的経費等の増加は続く見込みであること、一方、歳入の根幹である市税収入は、人口減少や少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少などにより、今後大きな伸びは見込めないことへの危惧を申し述べました。

令和7年度予算においては幸いにも市税収入は好転いたしましたが、他市に比べて法人市民税の割合が高い本市の市税収入は景気に大きく左右されるため、一時的な増収となることがあっても、今後の人件費の伸びや物価のさらなる高騰、国際的な経済リスクなどを踏まえると、長期的には決して安泰とは言えません。一たび景気が落ち込んだ時の税収の変動は、皆様も御記憶に新しいところであると思います。

一方、歳出面では、社会保障関連経費のさらなる増加への対応やファシリティマネジメントの推進など、待ったなしの課題も依然として立ちまわっています。

さらに、国の施策による事業費の財源補填や国の制度であるふるさと納税の普及に

伴う税源流出の一部に対する補填が交付税措置となっていることが、これまで創意工夫を重ねてきた不交付団体の財源を圧迫し続けている状況について、私はこれまで再三、国に訴えてまいりましたが、依然状況は改善されておられません。

このような状況ではありますが、令和7年度予算は、各分野間のバランスに十分に留意しながら、市民の安全・安心と、さらに子育てや環境等の重要施策については、これまでの取組を決して後退させることなく、着実に前に進められるよう積極的かつ優先的に予算化するよう努めたところであります。

今後も継続的に既存事務の見直しを強化し、将来の小牧市に必要となる事業について選択と集中を加速し、都市ヴィジョン『子ども夢・チャレンジNo.1都市』『健康・支え合い循環都市』『魅力・活力創造都市』の実現、ひいては「小牧市民憲章」に掲げる理想のまちの実現に向けて、一層邁進してまいります。

以上の方針により、私は小牧市長として、小牧市の将来を見据え、子どもが健やかに夢を育み、高齢者をはじめ誰もが安心して暮らせる小牧市、若い世代や子育て世代が住みたい、子や孫が住み続けたいと思う魅力と活力あふれる夢ある小牧市を創造してまいり所存であります。

市制 70 周年を小牧市への愛着と誇りを醸成する機会とするとともに、小牧市に関わる全ての人がつながり、市制 100 周年に向けて持続する小牧市の創造へと皆様と心を一つにして、共にさらなる挑戦の一步を踏み出すことのできるすばらしい年となるよう、記念事業をはじめ各種事業を皆様とともに実施してまいります。

議員各位、並びに 15 万市民の皆様をはじめ、小牧市に関わる全ての方々と力を合わせて、小牧市の明るい未来につながるさらなるチャレンジと市民の幸せのための市政運営に、決意と信念を持って、引き続き全力で取り組んでまいります。

小牧市政の推進に、皆様の格別の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

長時間、御清聴いただきましてありがとうございました。

○議長（小島倫明）

ここで暫時休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

(午前11時42分 休 憩)

(午後 1 時00分 再 開)

○議長（小島倫明）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第6、「議案審議」に入ります。

議案第1号から議案第21号までの議案21件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長公室長（笹原浩史）

ただいま、上程されました議案第1号から議案第4号までの議案4議案につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号「小牧市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります、5ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、市長が特定個人情報であって、自ら保有するものを必要な限度で利用することができる事務及び当該特定個人情報を追加する等のため必要があるからであります。

その内容であります、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、7ページをお願いいたします。

1として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用する規定の整備を行い、2として、市長は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって、規則で定めるものについて個人番号を利用することができることとし、3として、市長は、地方税関係情報等の特定個人情報であって、自ら保有するものを住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって、規則で定めるものを処理するために必要な限度で利用することができることとし、4として、その他所要の規定の整備を行い、5として、この条例は、公布の日から施行し、ただし1は令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

9ページをお願いいたします。

議案第2号「小牧市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります、10ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、雇用保険法等の改正に伴い、所要の整備を行うため必要があるからであります。

その内容であります、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、11ページをお願いいたします。

1として、雇用保険法の改正による国家公務員退職手当法及び国家公務員退職手当

法施行令の改正に準じて所要の整備を行い、2として、国立大学法人法の改正に伴い、引用する規定の整備を行い、3として、この条例は、令和7年4月1日から施行し、ただし、2は公布の日から施行しようとするものであります。

13 ページをお願いいたします。

議案第3号「小牧市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び小牧市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります、16 ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、仕事と子育ての両立支援をより充実させるため、子育てに係る部分休暇を創設し及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行う等のため必要があるからであります。

その内容であります、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、17 ページをお願いいたします。

1として、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を現行3歳に達するまでの子としていところ、7歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員に拡大するとともに、深夜勤務の制限等の対象となる職員の範囲についても、現行小学校就学の始期に達するまでの子としていところ、7歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員に拡大し、2として、職員が小学校1年生の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を創設し、3として、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知等の規定を整備し、4として、その他所要の規定の整備を行い、5として、この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

19 ページをお願いいたします。

議案第4号「小牧市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります、20 ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、職員を派遣することができる団体を変更するため必要があるからであります。

その内容であります、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、21 ページをお願いいたします。

1として、令和7年度及び令和8年度に限り、職員を派遣することができる団体に公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会を追加し、2とし

て、この条例は、令和7年4月1日から、第2条関係は、令和9年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第1号から議案第4号までの4議案の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○総務部長（長尾正人）

続きまして、議案第5号及び議案第6号の2議案につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の23ページをお願いいたします。

議案第5号「小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります、51ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、建築物の確認申請手数料等の額を見直し、低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料等に区分を新設し及び宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料を定める等のため必要があるからであります。

その内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、52ページをお願いいたします。

1として、建築物の確認の申請に対する審査に係る確認申請手数料等について、建築基準法の改正に伴う審査項目の増加等を考慮し、手数料の額の引上げ等規定の整備を行い、2として、建築基準法の改正に伴い、小荷物専用昇降機及びその他の建築設備を設ける場合等に係る建築設備の確認の申請に対する審査に係る確認申請手数料等を定め、3として、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る認定申請手数料等のうち、低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合であって、住宅に係るものについて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い追加された評価方法に係る区分を新設し、4として、低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書の交付手数料を定め、5として、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る認定申請手数料等のうち、低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合であって、非住宅に係るものについて、全部の用途が工場等である場合の区分を新設し、6として、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の区分の整備を行い、7として、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る認定申請手数料等のうち、計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合であって、住宅に係るものについて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、追加された評価方法に係る区分

を新設し、8として、建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書の交付手数料を定め、9として、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る認定申請手数料等のうち、計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合であって、53ページをお願いいたします。非住宅に係るものについて、全部の用途が工場等である場合の区分を新設し、10として、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく宅地造成または特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査に係る許可申請手数料、宅地造成または特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査に係る変更許可申請手数料、土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査に係る許可申請手数料、土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査に係る変更許可申請手数料及び宅地造成または特定盛土等の中間検査に係る中間検査申請手数料を定め、11としてその他所要の規定の整備を行い、12として、この条例は、令和7年4月1日から施行し、ただし、10は令和7年5月9日から施行しようとするものであります。

55ページをお願いいたします。

続きまして、議案第6号「小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります、56ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の整備を行うため必要があるからであります。

その内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、57ページをお願いいたします。

1として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用する規定の整備を行い、2として、この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第5号及び議案第6号の2議案の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

続きまして、議案第7号について提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。

議案第7号「小牧市人・農地プラン検討会条例を廃止する条例の制定について」でございます。

提出理由でありますが、60ページをお願いします。

この案を提出いたしますのは、小牧市人・農地プラン検討会を廃止するため必要があるからであります。

その内容につきまして、参考資料、条例案のあらましにより御説明を申し上げますので61ページをお願いいたします。

1 といたしまして、小牧市・人農地プラン検討会を廃止するものであります。2 といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第7号の提案理由とその内容について御説明となります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○消防長（高橋博之）

続きまして、議案第8号につきまして提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の63ページをお願いいたします。

議案第8号「小牧市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由でありますが、65ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、非常勤消防団員に支給する退職報償金の勤務年数区分に35年以上の区分を追加するため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、66ページをお願いいたします。

1 として、勤務年数35年以上の非常勤消防団員に支給する退職報償金の額を別表のとおり定め、2 として、この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第8号の提案理由とその内容についての説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○福祉部長（伊藤俊幸）

続きまして、議案第9号から議案第12号までの4議案につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の67ページをお願いいたします。

議案第9号「小牧市高齢者デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

68ページをお願いいたします。

提出理由でありますが、この案を提出いたしますのは、岩崎デイサービスセンターを廃止するため必要があるからであります。

その内容でありますが、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、69ページをお願いいたします。

1 といたしまして、岩崎サービスセンターを廃止するものであります。2 といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

続きまして、71ページをお願いいたします。

議案第10号「小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

72ページをお願いいたします。

提出理由でありますが、この案を提出いたしますのは、小牧市介護認定審査会の委員の定数を見直すため必要があるからであります。

その内容でありますが、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、73ページをお願いいたします。

1 といたしまして、小牧市介護認定審査会の委員の定数を現行の28人から32人とするものであります。

2 といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

続きまして、75ページをお願いいたします。

議案第11号「小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

76ページをお願いいたします。

提出理由でありますが、この案を提出いたしますのは、栄養士法の改正により、管理栄養士の免許取得要件が変更となり、栄養士の免許を持たない管理栄養士が誕生します。このことにより、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、その改正に伴い指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される事業所の従業者の配置について見直す等のため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、77ページをお願いいたします。

1 といたしまして、指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される事業所において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士、もしくは管理栄養士または機能訓練指導員により、当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、健康生活相談員、栄養士または機能訓練指導員を置かないことができると

しているものを、生活相談員、栄養士もしくは管理栄養士または機能訓練指導員を置かないことができるとするものであります。

2 といまして、その他所要の規定の整備を行うものであります。

3 といまして、この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものでありますが、2については公布の日から施行しようとするものであります。

続きまして、79ページをお願いいたします。

議案第12号「小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

81ページをお願いいたします。

提出理由であります、この案を提出いたしますのは、国民健康保険税の課税額の見直しを行うため必要があるからであります。

その内容であります、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げます、その前に、今回の改正概要につきまして簡単に御説明申し上げます。

所得割額を算定する税率、被保険者均等割額について、激変緩和を講じつつ、県が示す標準保険料率に近づけていくものであります。その結果、世帯状況、所得状況などの変更がなければ、1世帯当たりの平均保険税額は年額1万2,907円、8.0%の増となる見込みであります。

それでは、改正の内容を御説明申し上げますので82ページをお願いいたします。

1 といまして、所得割額を算定する税率を表のとおりとするものであります。

2 といまして、被保険者均等割額を表のとおりとするものであります。

3、4、5、6につきましては、被保険者均等割額の改正に伴い、国民健康保険税の減額について改めるもので、3 といまして、総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円、納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険税の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額、以後同じであります。を、超えない世帯に係る納税義務者、いわゆる7割軽減該当者についての国民健康保険税の被保険者均等割額を減額する額を表のとおりとするものであります。

83ページをお願いいたします。

4 といまして、総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者、いわゆる5割軽減該当者についての国民健康保険税の被保険者均等割額を減額する額を表のとおりとするものであります。

5 といたしまして、総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者、いわゆる2割軽減該当者についての国民健康保険税の被保険者均等割額を減額する額を表のとおりとするものであります。

6 といたしまして、3から5までに該当しない世帯に係る納税義務者についての国民健康保険税を減額する額を、世帯内の未就学児1人につき基礎課税分の被保険者に係る被保険者均等割額にあつては、現行1万3,500円を1万4,750円とし、84ページをお願いいたします。広域高齢者支援金等分の被保険者に係る被保険者均等割額にあつては、現行5,000円を5,300円とするものであります。

7 といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第9号から議案第12号までの4議案の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、議案第13号及び議案第14号の2議案につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の85ページをお願いいたします。議案第13号「小牧市青年の家の設置及び管理に関する条例及び小牧市青年の家運営委員会設置に関する条例を廃止する条例の制定について」であります。

提出理由であります、86ページをお願いいたします。

この議案を提出いたしますのは、小牧市青年の家を廃止する等のため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明させていただきますので、87ページをお願いいたします。

1 といたしまして、小牧市青年の家を廃止し、2 といたしまして、小牧市青年の家運営委員会を廃止し、あわせて特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表から青年の家運営委員を削り、3 といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

続きまして、89ページをお願いいたします。

議案第14号「小牧市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります、90ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改

正に伴い、家庭的保育事業等における食事の提供に係る必要な配慮を行う者の資格を見直すため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明させていただきますので、91ページをお願いいたします。

1といたしまして、家庭的保育事業所等に搬入する方法により食事を提供する場合においては、現行は栄養士によるところを、栄養士または管理栄養士による必要な配慮が行われなければならないこととし、2といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第13号及び第14号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（前田多賀彦）

続きまして、議案第15号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の93ページをお願いいたします。議案第15号「小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。102ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、尾張都市計画本庄・池之内地区計画の地区整備計画区域内における適正な都市機能と健全な都市環境を確保するための建築物に関する制限を定めるため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、103ページをお願いいたします。

1といたしまして、建築物の制限を行う区域に本庄・池之内地区整備計画区域を加え、2といたしまして、本庄・池之内地区制整備計画区域における建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物の高さの最高限度を定め、3といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

なお1、04ページに位置図を添付させていただいております。

以上で、議案第15号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○都市政策部長（鵜飼達市）

続きまして、議案第16号から議案第20号までの5議案につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の105ページをお願いいたします。議案第16号「小牧市景観条例の制定につ

いて」であります。

提出理由でありますが、114ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、小牧市を魅力ある美しいまちとするため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより説明させていただきますので、115ページをお願いいたします。

1 といまして、この条例は、景観法の規定に基づき、良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、小牧市を魅力ある美しいまちとすることを目的としております。

2 といまして、市の責務を定めております。

3 といまして、市民及び事業者の責務を定めております。

4 といまして、市は景観形成を図るため、景観計画を策定するものとしております。

5 といまして、景観計画の区域内において一定規模以上の建築物の新築等の行為をしようとする場合及び景観重点地区内において機械設備等の行為をしようとする場合の行為の規制等について定めております。

6 といまして、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続及び管理方法の基準について定めております。

7 といまして、市長は優先的かつ計画的に景観形成を推進すべき地区として、景観重点地区を指定することができるものとしております。

8 といまして、市長は一定の地域における景観形成を図ることを目的として組織された団体を景観団体として認定することができるものとしております。

9 といまして、景観形成形成に特に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物、その他の物件の所有者等を表彰することができるものとしております。

10 といまして、市長は、景観団体その他景観形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、技術的援助または助成を行うことができるものとしております。

11 といまして、市長の諮問に応じ、景観に関する事項を調査審議させるため、小牧市景観審議会を置くこととしております。

12 といまして、小牧市都市景観条例は廃止することとしております。

13 といまして、この条例は令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

ただし、5は、令和7年7月1日から施行しようとするものであります。

続きまして、117ページをお願いいたします。

議案第17号「小牧市東部まちづくり審議会条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。118ページをお願いします。

この案を提出いたしますのは、小牧市東部まちづくり審議会委員の任期の特例を定めるため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより説明させていただきますので、119ページをお願いいたします。

1 といまして、令和5年3月23日に任命された委員の任期は、令和7年3月31日までしようとするものであります。

2 といまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

続きまして121ページをお願いいたします。

議案第18号「小牧市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。122ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、多気児童遊園を廃止するため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより説明させていただきますので、123ページをお願いいたします。

1 といまして、多気児童遊園を廃止しようとするものであります。

2 といまして、この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

続きまして、125ページをお願いいたします。

議案第19号「小牧市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります。127ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、市民四季の森の附属設備使用料を定める等のため必要があるからであります。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより説明させていただきますので、128ページをお願いいたします。

1 といまして、都市公園において、興行を行う場合の使用料の額を使用面積1平方メートル当たり、現行一月につき260円としているところ、1日につき20円、市外に住所を有する者が使用する場合は40円とし、競技会、展示会、博覧会、その他の

催しを行う場合の使用料の額を主要面積1平方メートル当たり、現行1日につき10円としているところ、市外に住所を有する者が使用する場合は20円とするものであります。

2といたしまして、市民四季の森の附属設備使用料を記載のとおり定めるものであります。

3といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

ただし、2の第2条関係に限り、令和7年5月1日から施行するものであります。

続きまして、129ページをお願いいたします。

議案第20号「小牧市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提出理由であります、130ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令等の改正に伴い、所要の整備を行うため必要があるからでございます。

内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより説明させていただきますので、131ページをお願いいたします。

1といたしまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、引用する規定の整備を行うものであります。

2といたしまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、引用する規定の整備を行うものであります。

3といたしまして、その他所要の規定の整備を行うものであります。

4といたしまして、この条例は、令和7年6月1日から施行するものであります。

ただし、1及び3は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第16号から議案第20号までの5議案の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○上下水道部長（笹尾拓也）

続きまして、議案第21号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の133ページをお願いいたします。議案第21号「小牧市下水道条例及び小牧市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

提案理由であります、135ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、公共下水道及び農業集落排水処理施設の使用料の額

を見直すため必要があるからであります。

その内容につきましては、参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますが、その前に、今回の改正概要につきまして簡単に御説明申し上げます。

本市下水道事業は、公営企業として事業に伴う収入により経費を賄う独立採算の原則が適用されますが、現状の事業運営は、下水道使用料収入では汚水処理に係る経費を賄うことができず、市税を財源とする一般会計からの補助を受け維持されている状況であります。

このような状況を改善し、将来にわたり持続可能な下水道サービスを提供するため、使用料を改正するものであります。

見直し内容につきましては大きく2点ございます。

1点目は算定方法につきましては、現行の基本排出量10立方メートルを含む、基本使用料及び超過排出量に応じた超過使用量の合算から基本排出量を含まない基本使用料及び排出量に応じた従量使用料への合算へと改めるものであります。

2点目は、基本使用料を引き上げ、10立方メートルまでの排出量を新たに従量使用料として設定するとともに排出量ごとの使用料単価を引き上げるものであります。

それでは、改正の内容を参考資料、条例案のあらましにより御説明申し上げますので、136ページをお願いいたします。

1として、公共下水道の使用料の額を表のとおり引き上げるものであります。一般用につきましては、1使用月当たりの基本使用料を現行の718円から933円に引き上げるものであります。

また、右側でございますが、1使用月当たりの従量使用料につきましては、排出量に10立方メートルまでを新たに設定し、その1立方メートル当たりの使用量を10円とするとともに、排出量が10立方メートルを超え20立方メートルまでは現行の72円から93円に、20立方メートルを超え40立方メートルまでは現行の87円から108円に、40立方メートルを超え100立方メートルまでは現行の106円から127円に、100立方メートルを超え500立方メートルまでは現行の131円から152円に、500立方メートルを超えるものは、現行の160円から181円にそれぞれ引き上げるものであります。

次に、公衆浴場用につきましては、基本使用料を現行の4,611円から5,994円に引き上げ、従量使用料につきましては、100立方メートルを超えるものは現行の48円から62円に引き上げるものであります。

2として、農業集落排水処理施設の使用料の額を次のとおり引き上げるものであります。

137ページをお願いいたします。

農業集落排水処理施設の使用料につきましては、1の公共下水道の一般用に準じた使用料としております。

1使用月当たりの基本使用料を現行の718円から933円に引き上げるものであります。

また、右側でございますが、1使用月当たりの従量使用料につきましては、排出量に10立方メートルまでを新たに設定し、その1立方メートル当たりの使用量を10円とするとともに、10立方メートルを超え20立方メートルまでは現行の72円から93円に、20立方メートルを超え40立方メートルまでは現行の87円から108円に、40立方メートルを超え100立方メートルまでは現行の106円から127円に、100立方メートルを超え500立方メートルまでは現行の131円から152円に、500立方メートルを超えるものは現行の160円から181円にそれぞれ引き上げるものであります。

3として、この条例は、令和7年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第21号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○福祉部長（伊藤俊幸）

すいません。先ほどの説明の訂正のほうをお願いします。

先ほど、議案第12号「小牧市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明の条例の制定について」の条例案のあらまし3の説明において、納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険税の被保険者と申し上げましたが、正しくは納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者でありますので、謹んで訂正をお願いし、おわび申し上げます。

○議長（小島倫明）

次に、議案第22号から議案第24号までの議案3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市民生活部長（入江慎介）

それでは、ただいま上程されました議案第22号につきまして提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の139ページをお願いいたします。

まず、本議案の説明に入ります前に、小牧市環境都市宣言を変更することになりました経緯について御説明いたします。

本市は市制施行50周年の平成17年に小牧市環境都市宣言を行い、「尾張野の四季の恵みが実感できるまち」を、本市の環境像として、環境への取組を進めてまいりましたが、環境問題は新たな課題に加え深刻化しており、人類の生存が脅かされる状況にあります。

そこで、市制施行70周年という節目の年に、いま一度、私たちの生活、事業活動を見直し、新たな課題に取り組むことを明言し、豊かで美しい自然を未来へ残すために環境都市宣言を変更するものであります。

それでは、議案第22号「小牧市環境都市宣言の変更について」御説明申し上げます。提出理由であります、140ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、小牧市環境都市宣言を変更するため必要があるからであります。

その内容であります、小牧市環境像は継続し、それを実現するための3つの目指すまちの姿を、カーボンニュートラルを実現し持続可能なまち、資源循環を推進し環境と産業が調和するまち、良好な環境保全し自然と共生するまちとし、これらを基本に、「尾張野の四季の恵みが実感できるまち」「環境都市こまき」の実現に向け、あらゆる主体が協働して取り組むことを宣言するものであります。

なお、参考資料といたしまして、141ページに変更前の環境都市宣言を添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第22号の提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（前田多賀彦）

続きまして、議案第23号及び議案第24号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

議案書の143ページをお願いいたします。

議案第23号「小牧市道路線の廃止について」であります。

道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、市道路線を廃止しようとするものであります。

提出理由であります、144ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、認定路線を整理するため必要があるからであります。今回廃止をお願いします路線は、廃止調書にありますように高根二丁目1号線ほか1路線で、総延長480.4メートルであります。

1番路線につきましては地元からの要望によります道路の整備を実施することに伴い、路線の終点が変更となることから、非認定路線を一旦廃止し、再認定をお願いするものであります。2番路線につきましては、道路整備計画路線として認定をしておりましたが、事業継続が困難となり、非認定路線の一部が廃道となるため、一旦廃止し、再認定をお願いするものであります。

参考資料といたしまして145ページから146ページに市道路線廃止箇所図を添付させ

ていただいております。

続きまして、147ページをお願いいたします。

議案第24号「小牧市道路線の認定について」であります。

道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定しようとするものであります。

提出理由であります。148ページをお願いいたします。

この案を提出いたしますのは、市民の利便を増進するため必要があるからであります。

今回認定をお願いします路線は、認定調書にありますように、高根2号線ほか2路線、総延長778.2メートルであります。1番路線と3番路線につきましては、さきの議案第23号で廃止する路線を、新たな起点や終点にて再認定するものであります。2番路線につきましては、民間開発に伴い、新規路線として認定をお願いするものであります。

参考資料といたしまして、149ページから151ページに市道路線認定箇所図を添付させていただきます。

以上で、議案第23号及び議案第24号につきまして、提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小島倫明）

次に、議案第25号から議案第36号までの議案12件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長（長尾正人）

ただいま上程されました議案第25号につきまして御説明申し上げます。

議案書の153ページをお願いいたします。議案第25号「令和6年度小牧市一般会計補正予算（第7号）について」であります。

まず、今回補正をお願いいたします主な理由は、2点であります。

1つ目は、市税をはじめとする一般財源を収納状況などから整理するものであります。2つ目は、年度末に当たりまして、各事務事業がほぼ確定をしておりますので、財源とともに、各事業を整理精査させていただいた結果によるものであります。

それでは、内容を御説明させていただきます。まず、歳入歳出予算の補正であります。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11億468万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ653億2,078万4,000円とするものであります。

第2条の継続費の補正、第3条の繰越明許費の補正、第4条の債務負担行為の補正及び第5条の地方債の補正につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

154ページをお願いいたします。まず、歳入についてであります。

1 款 1 項市民税は、7 億1,900万円の増額であります。個人所得及び企業収益が当初の見込みを上回ったことによるものであります。

2 項固定資産税は、3 億6,000万円の増額であります。新たに設備投資を行った企業の増加による償却資産の増額などによるものであります。

5 項都市計画税は、1,000万円の増額であります。評価替えに伴う在来家屋の原価が当初の見込みより抑えられたことなどによるものであります。

2 款 1 項地方揮発油譲与税から10款 1 項環境性能割交付金までにつきましては、いずれも収納状況等を勘案して、それぞれ増額、減額をお願いするものであります。

12款 1 項地方特例交付金の増額は、収入金額の確定によるものであります。

155ページをお願いいたします。

15款 1 項負担金で482万円余の増額は、老人福祉施設入所者等負担金の増額であります。

16款 1 項使用料で150万円の増額は、小牧駅地下駐車場使用料の増額であります。

17款 1 項国庫負担金で9,654万円余の増額は、低所得者保険料軽減負担金などの減額がある一方で、障害者自立支援給付費負担金などの増額によるものであります。

2 項国庫補助金で、2 億1,069万円余の減額は、子ども・子育て支援交付金などの増額がある一方で、社会資本整備総合交付金などの減額によるものであります。

18款 1 項県負担金で7,202万円余の増額は、低所得者保険料軽減負担金などの減額がある一方で、障害者自立支援給付費負担金などの増額によるものであります。

2 項県補助金で1,979万円の増額と 3 項委託金で410万円余の増額は、いずれも各事業の収入見込みなどにより精査したものであります。

19款 1 項財産運用収入で1,028万円余の増額は、各種基金利子の増額などによるものであり、2 項財産売払収入で2,061万円の増額は、市有土地売払収入の増額によるものであります。

20款 1 項寄附金は、1,925万円の増額であります。企業版ふるさと納税など企業様よりそれぞれ御寄附をいただいたものであります。また、こまき応援寄附金の12月補正予算編成後の寄附状況により調整するものであります。

21款 1 項基金繰入金で29億245万円余の減額は、財政調整基金繰入金や都市基盤整備基金繰入金などを減額することによるものであります。

22款 1 項繰越金で1 億6,235万円余の増額は、前年度繰越金を全額財源化するものであります。

23款 4 項雑入で1 億6,334万円余の減額は、消防団員退職報償金などの増額がある一方で、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金などの減額によるもの

であります。

24款1項市債で2億4,400万円の減額は、事業費や特定財源の確定による減額などによるものであります。

156ページをお願いいたします。次に、歳出についてであります。

1款1項議会費は、594万円余の減額であります。人件費の調整と事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

2款1項総務管理費は、2億2,928万円の増額であります。事業費の精査や入札執行残の整理などによる減額があるものの、本年度60歳到達者のうち退職する者、その他の退職者分の退職手当を追加することなどにより増額するものであります。

2項徴税費は、事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

3項戸籍住民基本台帳費は、歳入で社会保障・税番号制度システム整備費補助金を計上したことにより、財源振替を行うものであります。

4項選挙費から7項市民安全費までは、事業費の精査や入札執行残の整理などによりそれぞれ減額するものであります。

8項環境整備費は、5,796万円余の減額であります。こまき応援寄附金などに係る環境事業基金積立金の増額があるものの、事業費の精査により減額するものであります。

3款1項社会福祉費は、7,943万円余の増額であります。事業費の精査や入札執行残の整理などによる減額があるものの、介護給付事業に係る経費やこまき応援寄附金などに係る社会福祉基金積立金の増額によるものであります。

2項老人福祉費は、事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

3項児童福祉費は、2億2,592万円余の減額であります。物価高騰の影響を受ける保育所等を支援するため、私立保育園等給食費軽減対策支援補助金を計上することなどによる増額があるものの、国の補助金の予算が枯渇したことによる待機児童解消事業の減額、事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

4項生活保護費は、事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

4款1項保健衛生費は、1億8,970万円余の減額であります。国庫補助金の精算による返還金やこまき応援寄附金などに係る野良猫去勢避妊事業基金積立金の増額があるものの、接種実績を踏まえた個別予防接種委託料の減額などによるものであります。

2項清掃費及び5款1項労働諸費は、事業費の精査や入札執行残の整理などにより

減額するものであります。

6 款 1 項農業費は、724万円余の減額であります。県営防災ダム事業負担金などの増額があるものの、事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

2 項林業費は、140万円余の減額であります。森林環境譲与税の収納状況等を勘案して、森林環境整備基金積立金を減額するものであります。

7 款 1 項商工費は、143万円の減額であります。中小企業次世代産業設備等導入補助金の増額があるものの、事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

8 款 1 項土木管理費は、事業費の精査や執行残の整理などにより減額するものであります。

157ページをお願いいたします。

2 項道路橋りょう費は、3,416万円余の増額であります。事業費の精査や入札執行残の整理などによる減額があるものの、堀の内三丁目 2 号線歩道設置事業で整備用地を土地開発公社から買戻しする費用の増額や新濃尾土地改良関連橋りょう新設改良事業で四重橋の架け替えに伴う設計費用が必要となったことなどによる橋梁改築工事負担金の増額などによるものであります。

3 項河川費は、事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

4 項都市計画費は、3 億7,487万円余の減額であります。一宮舟津線関連整備事業で整備用地を土地開発公社から買戻しする費用などの増額があるものの、北西部地区公園整備事業で土地開発公社からの買戻し費用の調整及び事業費の精査や入札執行残などにより減額するものであります。

5 項住宅費は、事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

6 項上水道費は、214万円余の増額であります。能登半島地震救援活動費用等に対する水道事業会計繰出金の増額であります。

9 款 1 項消防費は、928万円の減額であります。消防団員の退職報償金の増額があるものの、事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

10 款 1 項教育総務費は、9,335万円余の減額であります。こまき応援寄附金に係る次世代教育環境整備基金積立金の減額、人件費の調整と事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

2 項小学校費から 4 項幼稚園費までは、事業費の精査や入札執行残の整理などによ

り減額するものであります。

5 項社会教育費は、1,045万円余の減額であります。こまき応援寄附金などに係る文化振興基金積立金及び文化財保護事業基金積立金の増額があるものの、こども夢・チャレンジ基金積立金の減額や事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

6 項保健体育費は、1,989万円余の減額であります。こまき応援寄附金などに係るスポーツ振興基金積立金の増額があるものの、事業費の精査や入札執行残の整理などにより減額するものであります。

12款 1 項公債費の1,514万円余の減額は、令和 5 年度に借り入れた市債の利率確定による利子償還額の減額であります。

158ページをお願いいたします。次に、第 2 表継続費補正であります。市民会館・市公民館施設整備事業は、継続費の最終年度であり、執行残の整理を行うものであります。

次に、第 3 表繰越明許費補正であります。市制70周年記念事業は、市民企画事業補助金について、令和 7 年度実施分に係る予算を繰り越すものであります。市県民税等納税通知書印刷事業は、納税通知書の発送時期に合わせて納品期限を令和 7 年 5 月下旬に変更するために繰り越すものであります。（仮称）農業公園整備事業は、管理棟の機能配置等の検討に時間を要し、年度内の完了が見込めないため繰り越すものであります。

159ページをお願いいたします。上から 3 つ目の駐車場整備計画改定委託事業は、小牧駅駅前広場等整備基本計画の策定期間が令和 7 年度に延期する見込みとなったため、それに合わせて繰り越すものであります。3 つ下の公園緑地施設管理事業は、市民四季の森水辺の音楽広場日よけ施設設置工事について、一部、土壌改良を行う必要が生じ、年度内完了が見込めなくなったため繰り越すものであります。2 つ下の消防車両購入事業は、消防車両のシャシの生産が遅れており、年度内の納車が困難なため繰り越すものであります。一番下の温水プール施設整備事業は、温水プールの解体設計について敷地内に埋設されている愛知用水の配管について試掘調査を実施しており、その結果を受けて解体手順の検討をする必要があり、年度内の完了が見込めないため繰り越すものであります。

その他の事業につきましても、いずれも事業の年度内完了が見込めないため繰越しをお願いするものであります。

なお、金額につきましては、表に記載させていただいたとおりであります。

次に第 4 表、債務負担行為補正であります。小牧駅駅前広場等整備基本計画策定支援

委託事業は、名古屋鉄道株式会社と連携、協力しながら検討を進める中で、年度内の完了が見込めなくなり、契約期間を延長する必要があるため、改めて債務負担行為を設定するもので、期間を令和6年度から令和7年度までとし、限度額を1,460万円とするものであります。

160ページをお願いいたします。次に、第5表地方債補正であります。いずれも事業費及び特定財源の確定などによる借入額の整理であります。これらの補正により限度額の合計を補正前の19億5,800万円から2億4,400万円減額し、17億1,400万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上で一般会計補正予算の説明とさせていただきますが、別添で補正予算に関する説明書を提出させていただいておりますので御参照いただき、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（前田多賀彦）

続きまして、議案第26号につきまして御説明申し上げます。

議案書の161ページをお願いいたします。議案第26号「令和6年度小牧市土地取得特別会計補正予算（第1号）」であります。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ301万7,000円とするものであります。

162ページをお願いいたします。歳入であります。1款1項財産運用収入で275万7,000円の増額は、土地開発基金利子等の増額によるものであります。

163ページをお願いいたします。歳出であります。2款1項土地開発基金費で275万7,000円の増額は、土地開発基金積立金の増額によるものであります。

以上で議案第26号の説明とさせていただきます。

なお、別冊で補正予算に関する説明書を提出させていただいておりますので御参照いただき、よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○福祉部長（伊藤俊幸）

続きまして、議案第27号、議案第32号及び議案第33号の3議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の165ページをお願いいたします。議案第27号「令和6年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてであります。

歳入歳出予算の補正で、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億1,776万7,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ127億3,278万5,000円にしようと

するものであります。

166ページをお願いいたします。歳入であります。

3 款 1 項国庫補助金で412万7,000円の減額は、国民健康保険システム修正委託料の減額に伴う社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の減額によるものであります。

4 款 1 項県負担金で6億83万3,000円の減額は、療養給付費及び高額療養費の減額に伴う普通交付金の減額などによるものであります。

5 款 1 項他会計繰入金で2,414万2,000円の減額は、保険基盤安定繰入金などで増額があるものの、その他一般会計繰入金などの減額によるものであります。

6 款 1 項繰越金で1,133万5,000円の増額は、前年度繰越金を財源化するものであります。

167ページをお願いいたします。歳出であります。

1 款総務費で691万2,000円の減額は、委託料の執行残を整理するものであります。

2 款 1 項療養諸費で5億円の減額は、療養給付費の執行見込みによるものであります。

2 項高額療養費で1億円の減額は、高額療養費の執行見込みによるものであります。

3 款国民健康保険事業費納付金は、財源振替を行うものであります。

4 款 1 項特定健康診査等事業費で787万6,000円の減額は、委託料の執行見込みなどによるものであります。

2 項保健事業費で297万9,000円の減額は、委託料の執行残を整理するものであります。

続きまして、少し飛んでいただきまして、185ページをお願いいたします。議案第32号「令和6年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてであります。

歳入歳出予算の補正で、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,347万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ98億4,844万6,000円にしようとするものであります。

186ページをお願いいたします。歳入であります。

1 款 1 項介護保険料で1億6,281万1,000円の増額は、保険料収入の歳入見込みによるものであります。

2 款 1 項国庫負担金で4,716万7,000円の増額は、保険給付費の増額に伴う介護給付費負担金の増額によるものであります。

2 項国庫補助金で555万5,000円の減額は、保険者努力支援交付金の増額があるもの

の、地域支援事業費の減額に伴う地域支援事業交付金の減額などによるものであります。

3 款 1 項支払基金交付金で6,898万2,000円の増額は、保険給付費の増額に伴う介護給付費交付金の増額によるものであります。

4 款 1 項県負担金で3,586万7,000円の増額は、保険給付費の増額に伴う介護給付費負担金の増額によるものであります。

3 項県補助金で278万4,000円の減額は、地域支援事業費の減額に伴う地域支援事業交付金の減額によるものであります。

5 款 1 項財産運用収入で57万3,000円の増額は、介護保険事業基金利子の増額によるものであります。

6 款 1 項一般会計繰入金で757万1,000円の減額は、保険給付費の増額に伴う介護給付費繰入金の増額があるものの、低所得者保険料負担金の額の決定に伴う低所得者保険料軽減繰入金の減額などによるものであります。

2 項基金繰入金で6,601万7,000円の減額は、介護保険料の増額などによるものであります。

187ページをお願いいたします。歳出であります。

1 款 1 項総務管理費で712万8,000円の減額は、介護保険システム修正委託料の皆減によるものであります。

3 項介護認定審査会費で100万円の減額は、介護認定審査会委員報酬の執行見込みによるものであります。

2 款 1 項介護サービス等諸費で 2 億3,416万円の増額は、地域密着型介護サービス給付費などの執行見込みによるものであります。

2 項その他諸費で27万円の増額は、審査支払手数料の執行見込みによるものであります。

3 項高額介護サービス等費で2,106万円の増額は、高額介護サービス費の執行見込みによるものであります。

3 款 1 項介護予防生活支援サービス事業費は、財源振替を行うものであります。

3 項包括的支援事業・任意事業費で1,446万2,000円の減額は、委託料や補助金などの執行見込みによるものであります。

4 款 1 項基金積立金で57万3,000円の増額は、介護保険事業基金利子の増額によるものであります。

続きまして、189ページをお願いいたします。議案第33号「令和6年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

歳入歳出予算の補正で、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,166万7,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ45億5,866万3,000円にしようとするものであります。

190ページをお願いいたします。歳入であります。

2款1項一般会計繰入金で2,975万9,000円の減額は、令和5年度の療養給付費負担金で精算還付が生じたことなどによるものであります。

4款4項雑入で1,809万2,000円の増額は、さきに申し上げました療養給付費負担金の精算還付金であります。

191ページをお願いいたします。歳出であります。

1款2項徴収費で52万2,000円の減額は、委託料の執行残を整理するものであります。

2款1項広域連合納付金で1,114万5,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定に伴う保険料等負担金の減額によるものであります。

以上で議案第27号、議案第32号及び議案第33号の3議案の説明とさせていただきます。

なお、別冊で補正予算に関する説明書を添付させていただいておりますので、御参照いただくとともによろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○都市政策部長（鵜飼達市）

続きまして、議案第28号から議案第31号までの4議案について御説明を申し上げます。

議案書の少し戻っていただきまして、169ページをお願いいたします。議案第28号「令和6年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）」であります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,137万3,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ3億8,040万6,000円とするものであります。

第2条の繰越明許費、第3条の地方債の補正につきましては、後ほど御説明申し上げます。

170ページをお願いいたします。歳入であります。

1款1項保留地処分金で1,910万1,000円の減額は、保留地の処分状況に合わせ精査するものであります。3款1項一般会計繰入金で1,101万円の減額。4款1項繰越金で367万7,000円の増額。5款2項雑入で106万1,000円の増額。6款1項市債で400万円の増額は、いずれも事業の執行状況に合わせて財源の精査をするものであ

ります。

171ページをお願いいたします。歳出であります。

2款1項事業費は、2,100万円の減額であります。事業の執行に合わせて減額をするものであります。3款1項公債費で37万3,000円の減額。これは、市債償還利子が確定したことによるものであります。

172ページをお願いいたします。第2表繰越明許費であります。区画道6-32号ほかの工事1件とそれに伴う上水道敷設負担金及びガス敷設負担金の年度内完了が困難となったため、5,469万9,000円を繰り越しするものであります。

次に第3表地方債補正であります。事業費及び特定財源の確定などにより、400万円を増額し、補正後の限度額を7,090万円とさせていただくものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法は、補正前と同じであります。

173ページをお願いいたします。議案第29号「令和6年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）」であります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,798万2,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ3億9,221万円とするものであります。

第2条の繰越明許費の補正、第3条の地方債の補正につきましては、後ほど御説明申し上げます。

174ページをお願いいたします。歳入であります。

1款1項保留地処分金で3,400万円の皆減は、保留地処分に至らなかったことによるものであります。3款1項一般会計繰入金で254万5,000円の減額。4款1項仮清算徴収金で326万3,000円を増額、7款1項市債で530万円の増額は、いずれも事業の執行状況に合わせて財源の精査をするものであります。

175ページをお願いいたします。歳出であります。

2款1項事業費は、2,600万円の減額であります。事業の執行状況に合わせて減額をするものであります。4款1項公債費で198万2,000円の減額。これは、市債償還利子が確定したことによるものであります。

176ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正であります。区画道6-70号ほかの工事1件とそれに伴う上水道敷設負担金及びガス敷設負担金の年度内完了が困難となったため、2,434万7,000円を増額し、補正後の金額を1億4,634万7,000円とさせていただくものであります。

次に、第3表地方債補正であります。事業費及び特定財源の確定などにより、530万円を増額し補正後の限度額を1億280万円とさせていただくものであります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法は補正前と同じであります。

177ページをお願いいたします。議案第30号「令和5年度尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）」であります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,298万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ5億1,658万6,000円とするものであります。

第2条の継続費の補正、第3条の地方債の補正につきましては、後ほど御説明申し上げます。

178ページをお願いいたします。歳入であります。

1款1項保留地処分金で1,882万9,000円の減額は、保留地の処分状況に合わせ精査するものであります。3款1項一般会計繰入金で5,600万の減額、4款1項繰越金で104万5,000円の増額、6款1項市債で5,920万円の減額は、いずれも事業の執行状況に合わせて財源を精査するものであります。

179ページをお願いいたします。歳出であります。

2款1項事業費は1億3,260万円の減額であります。事業の執行に合わせて減額をするものであります。3款1項公債費で38万4,000円の減額。これは、市債償還利子が確定したことによるものであります。

180ページをお願いいたします。第2表継続費補正であります。1号調整池整備事業において、排水路の仮設工の見直し及び発生土の他地区利用を行うこととしたため、令和6年度の年割額を5,850万円減額し、補正後の総額を2億4,150万円とさせていただくものであります。

次に、第3表地方債補正であります。事業費及び特定財源の確定などにより5,920万円を減額し、補正後の限度額を8,130万円とさせていただくものであります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法は補正前と同じであります。

181ページをお願いいたします。議案第31号「令和6年度尾張都市計画事業小牧本庄土地地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）」であります。

歳入歳出予算の補正であります。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,276万8,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億5,289万3,000円とするものであります。

第2条の地方債補正につきましては、後ほど御説明申し上げます。

182ページをお願いいたします。歳入であります。

2款1項国庫補助金で235万円の減額、3款1項一般会計繰入金で611万8,000円の減額、6款1項市債で430万円の減額は、いずれも事業の執行状況に合わせて財源を

精査するものであります。

183ページをお願いいたします。歳出であります。

2款1項事業費で1,270万円の減額であります。事業の執行に合わせて減額をするものであります。3款1項公債費で6万8,000円の減額。これは、市債償還利子が確定したことによるものであります。

184ページをお願いいたします。第2表地方債補正であります。事業費及び特定財源の確定などにより430万円を減額し、補正後の限度額を1,010万円とさせていただくものであります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法は、補正前と同じであります。

以上、議案第28号から議案第31号までの4議案の説明とさせていただきますが、別冊で補正予算に関する説明書を添付させていただいておりますので御参照いただき、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民病院事務局長（竹田孝一）

続きまして、議案第34号について御説明申し上げます。

議案書の193ページをお願いいたします。議案第34号「令和6年度小牧市病院事業会計補正予算（第4号）」についてであります。

第2条で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

収入につきましては、第1款病院事業収益で4,717万5,000円を減額し、総額を245億7,098万6,000円にしようとするもので、その内訳は第2項医業外収益で4,717万5,000円の減額であります。

支出につきましては、第1款病院事業費用で32万9,000円を減額し、総額を271億3,803万5,000円にしようとするもので、その内訳は第2項医業外費用で32万9,000円を減額するものであります。

内容であります。収入で一般会計補助金及び一般会計負担金の減額並びに看護師の特定行為研修に係る補助金の減額を見込み、支出で控除できない消費税相当額の減額等を見込むものであります。

次に第3条で予算第4条に定めました資本的収入及び支出の本文括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10億8,429万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金10億8,159万7,000円及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額270万2,000円で補填するものとし、資本的収入の予定額を補正するものであります。

収入につきましては、第1款資本的収入で22万6,000円を増額し、総額を13億5,558万1,000円にしようとするもので、その内訳は第4項他会計負担金で22万6,000円の増

額であります。

内容であります、一般会計負担金の増額を見込むものであります。

以上で、議案第34号の説明とさせていただきます。

なお、別冊で補正予算に関する説明書を添付させていただきましたので御参照いただき、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○上下水道部長（笹尾拓也）

続きまして、議案第35号及び議案第36号の2議案について御説明申し上げます。

議案書の195ページをお願いいたします。議案第35号「令和6年度小牧市下水道事業会計補正予算（第3号）」についてであります。

第2条で、予算第3条で定めております収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入につきましては、第1款第2項営業外収益を214万5,000円増額し、3億2,897万7,000円にしようとするものであります。これは能登半島地震被災地救援活動に対する経費として、一般会計から他会計補助金として収入するためであります。

第3条では、予算第9条で定める一般会計からの補助金の額を214万5,000円増額し、307万5,000円にしようとするものであります。

続きまして、議案書の197ページをお願いいたします。議案第36号「令和6年度小牧市下水道事業会計補正予算（第3号）」についてであります。

第2条で、令和6年度小牧市下水道事業会計予算第2条で定めております業務の予定量について、年間総配水量を45万9,000立方メートル増量し1,710万9,000立方メートルに、1日平均配水量を1,258立方メートル増量し4万6,874立方メートルに、主要な建設改良事業のうち污水管渠整備事業で300万円減額し8億5,355万1,000円に、雨水施設整備事業で570万円増額し2億7,810万2,000円に、農業集落排水施設整備事業で1,830万円減額し9,888万円に改めるものであります。

第3条で、予算第3条で定めております収益的収入及び支出の予定額の補正であります。

収入につきましては、第1款第1項営業収益を100万円減額し、13億6,595万2,000円に、第2項営業外収益を931万円増額し17億4,551万2,000円にしようとするものであります。いずれも事業の執行状況に合わせまして財源を精査するものであります。

支出につきましては、第1款第1項営業費用を1,170万円増額し29億4,405万1,000円に、第2項営業外費用を350万円減額し1億1,487万2,000円にしようとするものであります。これらは、事業実績に基づく事業費の精査及び流入水量増加に伴う維持管理負担金の増額であります。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額の補正で本文括弧書きでは、資本的収

入額が資本的支出額に対し不足する額 5 億472万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金 4 億5,453万9,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,274万4,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額743万8,000円で補填するものであります。

収入につきましては、第 1 款第 1 項企業債を3,430万円減額し 4 億350万円に、第 2 項負担金を700万円増額し 1 億4,893万2,000円に、第 3 項出資金を1,635万2,000円減額し 5 億1,630万4,000円に、198ページをお願いいたします。第 4 項他会計負担金を2,055万円増額し 1 億5,940万8,000円に、第 6 項補助金を8,535万円減額し 2 億1,090万円にしようとするものであります。これらは、事業の執行状況に合わせた財源の精査及び国の補正予算採択により事業費が一部前倒しされたことに伴う財源の変更であります。

支出につきましては、第 1 款第 1 項建設改良費を6,570万8,000円減額し13億3,812万2,000円にしようとするものであります。これらは事業実績に基づく事業費の精査及び国の補正予算採択による事業費の増額であります。

第 5 条では、予算第 6 条で定めた企業債の限度額を、公共下水道事業では1,030万円増額し 2 億7,200万円に、流域下水道事業では2,550万円減額し7,050万円に、農業集落排水事業では1,910万円減額し6,100万円に、総額を 4 億350万円に改めるものであります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

第 6 条では、予算第10条で定めた他会計からの補助金について90万円減額し 3 億3,820万6,000円に改めるものであります。

以上で、議案第35号及び議案第36号の 2 議案の説明とさせていただきます。

なお、別冊で補正予算に関する説明書を添付させていただいておりますので御参照いただき、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小島倫明）

次に、議案第37号から議案第48号までの議案12件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副市長（伊木利彦）

ただいま上程されました議案第37号から議案第48号までの令和 7 年度予算案12件につきまして、別冊の令和 7 年度愛知県小牧市予算書によりましてその内容について御説明申し上げます。

7 ページをお願いします。議案第37号「令和 7 年度小牧市一般会計予算」についてであります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ703億5,600万円と定めようとするものであります。第2条継続費、第3条繰越明許費、第4条債務負担行為及び第5条地方債につきましては、後ほど御説明申し上げます。第6条一時借入金であります、借入れの最高額を10億円と定めようとするものであります。第7条歳出予算の流用は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものであります。

8ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算のうち、歳入についてであります。なお、説明の中で申し上げます増減比率につきましては、前年度当初予算と比較しての数値でありますのでよろしくお願いいたします。

まず、1款市税であります、最近の経済情勢などを勘案して4.7%増の340億1,000万円余を見込みました。1項市民税は7.2%増の136億4,600万円を見込みましたが、そのうち個人市民税は個人所得の動向や定額減税の影響などを勘案して9.9%増の96億8,300万円を、法人市民税につきましては、企業の収益動向などを勘案して、1.2%増の39億6,300万円をそれぞれ見込みました。2項固定資産税は、新增築家屋の建築動向などを勘案して3.5%増の167億6,600万円余を見込みました。3項軽自動車税は、保有台数の動向などを勘案して4.0%増の4億1,500万円を、4項市たばこ税は、売渡し本数の状況などを勘案して2.2%減の11億2,600万円を見込みました。5項都市計画税は、固定資産税と同様の理由により2.9%増の20億5,700万円を見込みました。

2款地方譲与税は、地方財政計画の状況などを勘案して7.3%減の3億8,900万円余を見込みました。

3款利子割交付金は、愛知県の利子割収入金の状況などを勘案して60.0%増の1,600万円を見込みました。

4款配当割交付金は、愛知県の配当割収入金の状況などを勘案して14.7%増の2億1,800万円を見込みました。

5款株式等譲渡所得割交付金は愛知県の株式等譲渡所得割収入金の状況などを勘案して27.8%増の1億9,300万円を見込みました。

6款法人事業税交付金は、愛知県の法人事業税収入金の状況などを勘案して2.5%減の8億1,200万円を見込みました。

7款地方消費税交付金は、愛知県の地方消費税収入金の状況などを勘案して13.7%増の45億1,000万円を見込みました。

8款ゴルフ場利用税交付金は、地方財政計画の状況などを勘案して32.9%減の400

万円余を見込みました。

9 款自動車取得税交付金は、前年度と同額の1,000円を見込みました。

10 款環境性能割交付金は、愛知県の環境性能割収入金の状況などを勘案して14.2%減の1億3,300万円を見込みました。

9 ページをお願いします。

11 款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、過去の実績などから0.7%減の4,300万円を見込みました。

12 款地方特例交付金は、地方財政計画の状況などを勘案して80.5%減の1億7,700万円余を見込みました。1 項地方特例交付金は、令和6年度に実施した総合経済対策に伴う定額減税の補填分の縮小などを勘案して83.0%減の1億4,900万円を、固定資産税の減収額を補填するために交付される2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は2,800万円余をそれぞれ見込みました。

13 款地方交付税は、引き続き不交付団体となることが予想されますので、特別交付税分として過去の実績などから10.0%増の6,600万円を見込みました。

14 款交通安全対策特別交付金は、地方財政計画の状況などを勘案して前年度と同額の2,400万円を見込みました。

15 款分担金及び負担金は、老人福祉施設入所者等負担金の増などで7.6%増の5,200万円余を見込みました。

16 款使用料及び手数料は、道路占用料、駐車場使用料、各施設の使用料などで1.5%増の5億9,500万円余を見込みました。

17 款国庫支出金は、47.6%増の119億1,400万円余を見込みました。1 項国庫負担金は87億3,100万円余を、2 項国庫補助金は31億4,800万円余を、3 項委託金は3,400万円余をそれぞれ見込みました。主なものは、国庫負担金では障害者自立支援給付費負担金、児童手当交付金など、国庫補助金では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などがあります。

18 款県支出金は、13.1%増の46億9,500万円余を見込みました。1 項県負担金は28億9,100万円余を、2 項県補助金は13億1,200万円余を、3 項委託金は4億8,400万円余を、4 項交付金は600万円余を、県交付金は600万円をそれぞれ見込みました。主なものは、県負担金では障害者自立支援給付費負担金など、県補助金では地域子ども・子育て支援事業費補助金などがあります。

19 款財産収入は、土地建物貸付収入などで2.7%減の1億1,300万円余を見込みました。

10 ページをお願いします。

20款寄附金は、こまき応援寄附金の過去の実績などを勘案して82.9%増の21億9,500万円余を見込みました。

21款繰入金は、10.7%減の39億7,600万円余を見込みました。主なものは、財政調整基金繰入金で20億円、都市基盤整備基金繰入金で7億5,000万円などであります。

22款繰越金は、前年度と同額の10億円を見込みました。

23億諸収入は、55.5%増の26億7,600万円余を見込みました。主なものは、雑入にあります消防指令センター共同運用事業負担金などであります。

24款市債は、38.2%増の25億4,000万円余を見込みました。主なものは、教育債で9億6,700万円余などであります。

続きまして、11ページの歳出について説明させていただきます。

1款議会費は、3.6%減の3億6,100万円余を計上いたしました。主な事業は、議員調査研究事業、議会広報事業などであります。

2款総務費は、10.5%増の71億500万円余を計上いたしました。主な事業は、SDGs未来都市推進事業、市制70周年記念事業、デジタル推進事業、庁舎施設整備事業、ゼロカーボンシティ推進事業、公共交通利用促進事業などであります。

3款民生費は、15.6%増の301億3,800万円余を計上いたしました。主な事業は、子育て世代包括支援センター運営事業、待機児童解消事業、(仮称)第一こども園施設建設事業、さらに国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業の3つの特別会計への繰出金などであります。

4款衛生費は、1.9%増の66億3,000万円余を計上いたしました。主な事業は、健康増進施設管理事業、予防接種事業、母子保健健康診査事業、さらに小牧岩倉衛生組合への負担金、病院事業会計への繰出金などであります。

5款労働費は、11.7%増の1億7,700万円余を計上いたしました。主な事業は、雇用対策事業、勤労センター施設管理事業などであります。

6款農林費は、1.3%減の4億3,700万円余を計上いたしました。主な事業は、(仮称)農業公園整備事業、下水道事業会計への繰出金などであります。

7款商工費は、34.0%増の29億7,800万円余を計上いたしました。主な事業は、こまきプレミアム商品券発行助成事業、新産業創出事業、姉妹都市友好都市交流事業、企業立地推進事業などであります。

12ページをお願いします。

8款土木費は、9.4%増の82億1,800万円余を計上いたしました。主な事業は、道路維持や道路街路の新設改良事業、河川水路整備事業など一連の土木関連事業費に加えまして定住促進事業、中心市街地活性化事業、北西部地区公園をはじめとします公園

緑地施設整備事業、東部まちづくりプラットフォーム推進事業、さらに文津土地区画整理事業特別会計をはじめとします5つの特別会計と水道事業会計及び下水道事業会計への繰出金などであります。

9款消防費は、40.7%増の30億1,300万円余を計上いたしました。主な事業は、消防指令センター共同運用事業、消防用施設設備整備事業などであります。

10款教育費は、8.7%増の104億5,400万円余を計上いたしました。主な事業は、学校再編推進事業、米野小学校改築事業、史跡小牧山整備事業、総合体育館施設整備事業などであります。

11款災害復旧費は、農林施設及び土木施設の災害復旧事業費として前年度と同額の1,500万円を計上いたしました。

12款公債費は、元金利子を合わせて13.5%減の7億7,400万円余を計上いたしました。

13款予備費は、前年度と同額の5,000万円を計上いたしました。

以上が、令和7年度の一般会計歳入歳出予算の703億5,600万円の概要であります。

13ページをお願いします。第2表、継続費についてであります。（仮称）第一こども園施設建設事業、（仮称）農業公園整備事業及び米野小学校改築事業の3件につきまして、総額、年度及び年割額をそれぞれお示ししておりますように設定しようとするものであります。

次に、第3表繰越明許費についてであります。こまきプレミアム商品券発行助成事業につきまして事業の年度内の完了が見込めないため、5,200万円の繰越しをお願いするものであります。

次に、第4表債務負担行為についてであります。市民意識調査委託事業など13ページから15ページにかけて、30件につきまして期間及び限度額をそれぞれお示ししておりますように設定しようとするものであります。

16ページをお願いします。第5表地方債についてであります。起債の目的は、次世代高度情報通信設備整備事業をはじめ16件であります。限度額の総額は25億4,000万円余、起債の方法は証書借入または証券発行、利率は4.5%以内、以下ただし書に記載するとおりであります。償還の方法につきましても同様、記載させていただいておりでございます。

以上で、一般会計についての説明を終わらせていただきます。特別会計に移らせていただきます。

23ページをお願いします。議案第38号「令和7年度小牧市土地取得特別会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ344万3,000円と定め

ようにするものであります。

24、25ページをお願いします。歳入についてであります、主なものとしましては、1款1項の財産運用収入であります。一方、歳出につきましては、2款1項の土地開発基金費が主なものであります。

33ページをお願いします。議案第39号「令和7年度小牧市国民健康保険事業特別会計予算」についてであります。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124億7,498万8,000円と定めようとするものであります。第2条の債務負担行為は、後ほど説明申し上げます。第3条の一時借入金、借入れの最高額を5億円と定めようとするものであります。第4条の歳出予算の流用は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めようとするものであります。

34、35ページをお願いします。まず歳入についてであります、主なものとしましては、1款1項の国民健康保険税、3款1項の県負担金、4款1項の他会計繰入金であります。

次に歳出ですが、主なものとしましては、2款1項の療養諸費、3款1項の医療給付費分であります。

36ページをお願いします。第2表、債務負担行為であります。特定健康診査・特定保健指導委託事業で期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額を230万円で設定しようとするものであります。

43ページをお願いします。議案第40号「令和7年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計予算」についてであります。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,748万3,000円と定めようとするものであります。第2条の地方債は、後ほど説明を申し上げます。第3条の一時借入金、借入れの最高額を1億円と定めようとするものであります。

44、45ページをお願いします。歳入についてであります、主なものとしましては、1款1項の保留地処分金、3款1項の国庫補助金、4款1項の一般会計繰入金であります。

歳出につきましては、2款1項の事業費で測量設計委託料、調整池整備工事費、物件移転補償費などの経費が主なものであります。

46ページをお願いします。第2表地方債であります、目的は土地区画整理事業であります。限度額は5,350万円、起債の方法以下は議案第37号で御説明申し上げました一般会計と同様の設定をしようとするものであります。

53ページをお願いします。議案第41号「令和7年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計予算」についてであります。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億296万円と定めようとするものであります。第2条の地方債は、後ほど説明申し上げます。第3条の一時借入金、借入れの最高額を1億円と定めようとするものであります。

54、55ページをお願いします。歳入についてであります。主なものとしましては、1款1項の保留地処分金、3款1項の国庫補助金、4款1項の一般会計繰入金であります。

歳出につきましては、2款1項の事業費で測量設計委託料、道水路工事費、物件移転補償費などの経費が主なものであります。

56ページをお願いします。第2表地方債であります。目的は土地区画整理事業、限度額は2,650万円、起債の方法以下は議案第37号と同様であります。

63ページをお願いします。議案第42号「令和7年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計予算」についてであります。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,559万5,000円と定めようとするものであります。第2条の地方債は、後ほど説明を申し上げます。第3条の一時借入金は、借入れの最高額を1億円と定めようとするものであります。

64、65ページをお願いします。歳入についてであります。主なものとしましては、3款1項の国庫補助金、4款1項の一般会計繰入金、7款1項の市債であります。

歳出につきましては、2款1項の事業費で、測量設計委託料、道水路工事費、調整池整備工事費などの経費が主なものであります。

66ページをお願いします。第2表地方債であります。目的は土地区画整理事業、限度額は1億3,640万円、起債の方法以下は議案第37号と同様であります。

73ページをお願いします。議案第43号「令和7年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計予算」についてであります。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,320万円と定めようとするものであります。第2条の地方債は、後ほど説明申し上げます。第3条の一時借入金は、借入れの最高額を1億円と定めようとするものであります。

74、75ページをお願いします。歳入についてであります。主なものとしましては、2款1項の国庫補助金、3款1項の一般会計繰入金、6款1項の市債であります。

歳出につきましては、2款1項の事業費で、測量設計委託料、道水路工事費、物件移転補償費などの経費が主なものであります。

76ページをお願いします。第2表地方債であります。目的は土地区画整理事業、

限度額は3,480万円、起債の方法以下は議案第37号と同様であります。

83ページをお願いします。議案第44号「令和7年度小牧市介護保険事業特別会計予算」についてであります。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95億6,668万8,000円と定めようとするものであります。第2条の一時借入金は、借入れの最高額を2億円と定めようとするものであります。第3条の歳出予算の流用は、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものであります。

84、85ページをお願いします。歳入についてであります。主なものとしましては、1款1項の介護保険料、3款1項の国庫負担金、4款1項の支払基金交付金、7款1項の一般会計繰入金であります。

一方、歳出につきましては、2款1項の介護サービス等諸費、3款1項の介護予防・生活支援サービス事業費が主なものであります。

93ページをお願いします。議案第45号「令和7年度小牧市後期高齢者医療特別会計予算」についてであります。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億6,342万6,000円と定めようとするものであります。第2条の一時借入金は、借入れの最高額を5,000万円と定めようとするものであります。

94、95ページをお願いいたします。まず、歳入についてであります。主なものとしましては、1款1項の後期高齢者医療保険料、2款1項の一般会計繰入金であります。

次に歳出ですが、主なものとしましては、2款1項の広域連合納付金であります。

99ページをお願いします。ここから企業会計に入らせていただきます。議案第46号「令和7年度小牧市病院事業会計予算」についてであります。

第2条の業務の予定量につきましては、病床数を520床と定め、年間患者数は入院で16万人、1日平均患者数は438人、外来で27万5,500人、1日平均患者数は1,138人を見込んでおります。主要な建設改良事業につきましては、固定資産購入事業で9億5,393万5,000円を予定したものであります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。収入は病院事業収益としまして251億17万4,000円、支出では病院事業費用としまして269億1,101万4,000円をそれぞれ予定したものであります。

100ページをお願いします。第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。収入は企業債、他会計負担金などで13億7,746万9,000円、支出につきましては建設改良

費、企業債償還金などで22億194万9,000円をそれぞれ予定したものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8億2,448万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

第5条の債務負担行為としましては、院内保育所運営委託事業をはじめ6件につきまして、期間及び限度額をそれぞれお示ししておりますように設定しようとするものであります。

101ページをお願いします。第6条の企業債としまして、起債の目的は医療機器整備事業であります。限度額は7億1,899万4,000円、起債の方法は証書借入または証券発行、利率は4.5%以内、以下、ただし書に記載するとおりであります。償還の方法につきましても同様記載させていただいたとおりであります。

第7条につきましては、支出予定の各項の経費の金額を流用することができる場合は、予定支出の各項間の経費と定めるものであります。

第8条の議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費118億3,190万4,000円を定めようとするものであります。

第9条の他会計からの補助金としまして、病院事業の健全な財政運営に資するため、一般会計から補助を受ける金額は、2億8,676万4,000円であります。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を88億2,389万8,000円と定めようとするものであります。

102ページをお願いします。第11条の重要な資産の取得としまして、表にお示ししておりますように、機械備品としてネットワークシステム一式などを予定しております。

105ページをお願いします。議案第47号「令和7年度小牧市水道事業会計予算」についてであります。

第2条の業務の予定量につきましては、給水戸数7万1,000戸、年間総給水量1,980万立方メートル、1日平均給水量5万4,247立方メートル、主要な建設改良事業として、送水管整備事業3億3,766万5,000円、配水管改良事業5億2,041万円をそれぞれ予定したものであります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。収入は水道事業収益としまして29億7,389万7,000円、支出では、水道事業費用としまして30億881万1,000円をそれぞれ予定したものであります。

第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。106ページをお願いします。収入は、負担金、出資金などで4億2,746万2,000円、支出につきましては、建設改良費などで14億9,712万8,000円をそれぞれ予定したものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額10億6,966万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

第5条の債務負担行為としまして、中央監視制御設備運転操作監視業務委託事業及び水道料金等取扱業務委託事業の2件につきまして、期間及び限度額をそれぞれお示ししておりますように設定しようとするものであります。

第6条につきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、予定支出の各項間の経費と定めるものであります。

第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費2億2,880万3,000円を定めようとするものであります。

第8条の他会計からの補助金としまして、水道事業の健全な財政運営に資するため一般会計から補助を受ける金額は、144万円であります。

107ページをお願いします。第9条は、たな卸資産の購入限度額を2,869万円と定めようとするものであります。

111ページをお願いします。議案第48号「令和7年度小牧市下水道事業会計予算」についてであります。

第2条の業務の予定量につきましては、接続戸数5万2,300戸、年間総配水量1,652万立方メートル、1日平均配水量4万5,260立方メートル、主要な建設改良事業として、污水管渠整備事業7億6,273万4,000円、雨水施設整備事業1億9,650万2,000円、農業集落排水施設整備事業9,641万8,000円をそれぞれ予定したものであります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。収入は下水道事業収益としまして31億5,366万7,000円、支出では、下水道事業費用としまして30億9,997万9,000円をそれぞれ予定したものであります。

なお、収入につきましては、令和7年度の下水道使用料改定による増額を見込んでおります。

112ページをお願いします。第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。収入は、企業債、出資金、補助金などで13億6,870万4,000円、支出につきましては、建設改良費などで18億2,968万9,000円をそれぞれ予定したものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億6,098万5,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

第5条の継続費としましては、外堀川右岸第3排水区外雨水排水路工事負担金につきまして、総額、年度及び年割額をお示ししておりますように設定しようとするものであります。

第6条の債務負担行為としまして、水洗化改造資金利子補給及び公共枿等設置事業

の2件につきまして、期間及び限度額をそれぞれお示ししておりますように設定しようとするものであります。

第7条の企業債であります。113ページをお願いします。起債の目的は、公共下水道事業をはじめ3件であります。限度額の総額は4億2,700万円、起債の方法は証書借入または証券発行、利率は4.5%以内、以下ただし書に記載するとおりであります。償還の方法につきましても同様、記載させていただいたとおりであります。

第8条の一時借入金につきましては、限度額を2億円と定めようとするものであります。

第9条につきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、予定支出の各項間の経費と定めるものであります。

第10条の議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費1億6,264万2,000円を定めようとするものであります。

第11条の他会計からの補助金としまして、下水道事業の健全な財政運営に資するため、一般会計から補助を受ける金額は2億4,602万2,000円であります。

以上、一般会計、特別会計及び企業会計合わせまして12会計の予算案の内容を御説明申し上げましたが、別冊で予算に関する説明書を併せて提出させていただいておりますので御参照の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（小島倫明）

ただいま議題としております議案第1号から議案第48号までの議案48件の質疑については、後日の本会議において行いますので御了承願います。

次に、議案第49号から議案第52号までの議案4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（山下史守朗）

ただいま上程されました議案第49号及び議案第50号について御説明を申し上げます。

いずれも、小牧市名誉市民の推挙についてであります。議案書の199ページをお願いいたします。199ページであります。

初めに、議案第49号につきましては、多くの優れた美術作品を所蔵するメナード美術館を本市に開館され、地域の文化芸術の振興に多大な貢献をされた功績を顕彰するため、故野々川大介氏を小牧市名誉市民として推挙しようとするものであり、小牧市名誉市民条例第2条の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

本市の出身で日本メナード化粧品株式会社の創業者である氏は、美寿子夫人とともに

に収集した美術作品を広く一般に公開するため、昭和62年に夫妻の出身地である本市にメナード美術館を開館されました。メナード美術館は、西洋絵画と日本画を中心に所蔵作品は1,600点を超え、国内外から高い評価を得るとともに、本市の文化芸術の振興に多大な御貢献をいただいているところであります。公立美術館を持たない本市において、市内外から多くの来館者を集め、小牧市の名を広めていただいていることは、誠に大きな功績であります。

なお、参考資料といたしまして、200ページに経歴書を添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、201ページをお願いいたします。201ページであります。

議案第50号につきましては、中部フィルハーモニー交響楽団芸術監督・首席指揮者として、地域の文化芸術の振興に多大な貢献をされた功績を顕彰するため、故秋山和慶氏を小牧市名誉市民として推挙しようとするものであり、小牧市名誉市民条例第2条の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

氏は、中部フィルハーモニー交響楽団の前身である小牧市交響楽団の平成12年設立当時において、名誉主席指揮者に御就任いただき、平成29年からは芸術監督・首席指揮者に御就任いただくなど、長きにわたり同交響楽団の発展に御尽力いただきました。同交響楽団は、市内小中学校での演奏会や楽団員による吹奏楽部の指導、福祉施設でのボランティアコンサートなど社会貢献活動にも積極的に取り組んでいただいております。

また、令和6年には日本オーケストラ連盟正会員に昇格し、今後もますますの発展が期待されています。世界的指揮者であられる氏の献身的な活動が本市の地域づくりにおいて市民が身近に音楽を感じられるよう影響を与えたことは、誠に大きな功績であります。

なお、参考資料といたしまして、202ページに経歴書を添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

両氏の長年にわたるその献身的な活動は、本市並びに小牧市民の誇りであり、小牧市名誉市民として顕彰を申し上げるにふさわしい方々であることから、何とぞ満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、議案第49号及び議案第50号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副市長（伊木利彦）

続きまして、議案第51号及び議案第52号について御説明申し上げます。

議案第51号及び議案第52号は、いずれも小牧市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

議案書の203ページをお願いいたします。

初めに、議案第51号につきましては、委員高橋秋文氏の任期が令和7年3月25日に満了することに伴いまして、後任者として高橋秋文氏を再度選任しようとするものであり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めようとするものあります。

なお、参考といたしまして、204ページに経歴書を添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

205ページをお願いします。

次に、議案第52号につきましては、委員神山真也氏の任期が令和7年3月25日に満了することに伴いまして、後任者として荒木泰三氏を選任しようとするものであり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めようとするものであります。

なお、参考といたしまして、206ページに経歴書を添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、議案第51号及び議案第52号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小島倫明）

提案理由の説明は終わりました。

質疑に入ります。

ただいまのところ発言通告はありません。発言はありませんか。

（「なし」の声）

発言なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

○15番（鈴木裕士）

ただいま上程中の議案については、委員会付託を省略し直ちに討論に入りたい動議を提出いたします。

（「賛成」の声）

○議長（小島倫明）

ただいま鈴木裕士議員より動議が出され、動議は成立いたしました。動議のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し直ちに討論に入ります。

いまのところ発言通告はありません。発言はありませんか。

（「なし」の声）

発言なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第49号については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、議案第49号「小牧市名誉市民の推挙について」は、原案のとおり可決されました。

議案第50号については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、議案第50号「小牧市名誉市民の推挙について」は、原案のとおり可決されました。

議案第51号については、これを同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、議案第51号「小牧市固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意されました。

議案第52号については、これを同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、議案第52号「小牧市固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、同意されました。

以上をもって本日の議事日程については全部終了いたしました。

次の本会議は3月5日午前10時より開きますので、定刻までに御参集お願いいたします。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

(午後3時19分 散 会)

令和7年小牧市議会第1回定例会議事日程（第1日）

令和7年2月25日午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

（ 番 議員）

（ 番 議員）

第2 会期の決定

（ 日間）

第3 諸般の報告

- 1 長田淳議員の議員辞職許可の報告
- 2 常任委員会委員の指名の報告
- 3 提出議案の報告
- 4 説明員出席要求者の報告
- 5 小牧市国民保護計画の変更について（報告第1号）
- 6 専決処分について（報告第2号・報告第3号）
- 7 感謝状の伝達

第4 一部事務組合議会議員選挙

- 1 小牧岩倉衛生組合議会議員

第5 市長施政方針

第6 議案及び請願審議

- | | | |
|----------|---|----------------------------|
| 自 議案第1号 | } | 上程・提案説明 |
| 至 議案第21号 | | |
| 自 議案第22号 | } | 上程・提案説明 |
| 至 議案第24号 | | |
| 自 議案第25号 | } | 上程・提案説明 |
| 至 議案第36号 | | |
| 自 議案第37号 | } | 上程・提案説明 |
| 至 議案第48号 | | |
| 自 議案第49号 | { | 上程・提案説明・質疑・委員会付託（省略）・討論・採決 |
| 至 議案第52号 | | |

令和7年小牧市議会第1回定例会会期日程(案)

令和7年2月25日午前10時 開議

月	日	曜	会議種別	開議時刻	事 項
2	25	火	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、一部事務組合議会議員選挙、市長施政方針、議案上程・提案説明（人事案件は質疑・委員会付託（省略）・討論・採決）
	26	水	休 会		(議案精読)
	27	木	休 会		(議案精読)
	28	金	休 会		(議案精読)
3	1	土	休 会		
	2	日	休 会		
	3	月	休 会		(議案精読)
	4	火	休 会		(議案精読)
	5	水	本 会 議	午前10時	一般質問
	6	木	本 会 議	午前10時	一般質問
	7	金	休 会		
	8	土	休 会		
	9	日	休 会		
	10	月	本 会 議	午前10時	一般質問
	11	火	本 会 議	午前10時	一般質問、質疑・委員会付託
			委 員 会	本会議終了後	予算決算委員会
	12	水	委 員 会	午前10時	総務委員会
			分 科 会	委員会終了後	予算決算委員会総務分科会
	13	木	委 員 会	午前10時	福祉厚生委員会
			分 科 会	委員会終了後	予算決算委員会福祉厚生分科会
	14	金	委 員 会	午前10時	文教建設委員会
			分 科 会	委員会終了後	予算決算委員会文教建設分科会
	15	土	休 会		
	16	日	休 会		

(速報版)

3	17	月	休 会		(委員会予備日)
	18	火	委 員 会	午前10時	予算決算委員会
	19	水	休 会		
	20	木	休 会		(春分の日)
	21	金	本 会 議	午前10時	委員会審査報告・質疑・討論・採決